

千早赤阪村障がい者計画（第3次）  
千早赤阪村障がい福祉計画（第6期）  
千早赤阪村障がい児福祉計画（第2期）

令和3年3月  
千早赤阪村



# 目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	障害者支援に関する近年の国の政策動向について	2
3	計画の位置付け	8
4	計画の対象	9
5	計画の期間	9
6	計画の策定体制	9
第2章	障がい者を取り巻く状況	10
1	千早赤阪村の現状	10
2	アンケート調査結果からみえる現状	17
3	前計画の評価及び課題	31
第3章	障がい者計画の基本的な考え方	36
1	基本理念	36
2	基本目標	37
3	施策の体系	40
第4章	施策の基本方向と取り組みの推進	41
1	教育・療育	41
2	保健・医療	43
3	生活支援	45
4	障がいのある人の雇用	52
5	広報・啓発活動	54
6	生活環境	56
第5章	障がい福祉及び障がい児福祉計画の基本的な考え方	58
1	障がい者施策の基本理念	58
2	計画の基本方針	58
3	成果目標と活動指標	60
第6章	障がい福祉サービス等の見込み	69
1	障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み	69
2	地域生活支援事業の利用状況と利用見込み	77
3	障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み	86
第7章	計画の推進体制	88





# 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある人の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障がいの定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障がいのある人の望む地域生活の支援の充実や障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成28年4月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障がいのある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

昨今では、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねても多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。

また、国の基本指針では、直近の障がい者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第六期障害福祉計画及び第二期障害児福祉計画の策定に当たり、障がい福祉人材の確保や障がい者の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、見直しがされています。

本村では、平成24年3月に策定した「千早赤阪村障がい者計画（第2次）」及び平成30年3月に策定した「千早赤阪村障がい福祉計画（第5期）及び障がい児福祉計画（第1期）」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本村の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした千早赤阪村障がい者計画（第3次）、千早赤阪村障がい福祉計画（第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）を策定することとしました。

## || 2 障害者支援に関する近年の国の政策動向について

### (1) 国の基本計画

#### ① 障害者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

##### <基本理念>

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

##### <基本的方向>

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

##### <総論の主な内容>

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

## (2) 関係法の動向

### ① 関連法の制定・改正

#### ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正 (平成 29 年)

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化

#### イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 (平成 30 年)

- ・理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる

#### ウ 学校教育法等の一部改正（平成 30 年）

- ・障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる

#### エ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年）

- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障害のある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する

#### オ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律 (平成 30 年)

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた

#### カ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- ・国および地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障害者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛り込まれた

キ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年）

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる

ク 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年）

- ・視覚障害者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務などを明記するとともに、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等の視覚障害者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された

### （3）障害福祉計画の見直しの動向

① 基本指針の見直しの主なポイント

ア 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む

ウ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進をするとともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する

エ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む

#### オ 発達障害者等支援の一層の充実

---

- ・発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る
- ・発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む

#### カ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

---

- ・難聴障害児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む
- ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する
- ・障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む
- ・自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する

#### キ 障害者による文化芸術活動の推進

---

- ・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む

#### ク 障害福祉サービスの質の確保

---

- ・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む

#### ケ 福祉人材の確保

---

- ・関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む

### ② 個別施策に係る見直し事項（その他の見直し項目）

#### ア 「地域共生社会」の実現に向けた取組

---

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む
- ・地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要がある

## イ 障害福祉人材の確保

---

- ・提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある
- ・専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉現場の魅力に関して積極的な周知・広報の実施など、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である

## ウ 障害者の社会参加等を支える取組

### (障害者文化芸術活動・読書バリアフリーの推進)

---

- ・障害者が文化芸術を享受し創造や発表の機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を図る
- ・視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する

## エ 依存症対策の推進

---

- ・依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を通じた回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある

## オ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

---

- ・地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である
- ・より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うことなど、施設を地域に開かれたものとする必要がある
- ・障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要がある
- ・障害児通所支援の体制整備に当たっては、支援が必要な子供やその保護者が、地域で切れ目ない支援を受けることができるよう、障害福祉主管部局と教育委員会がより緊密な連携を図ることが重要である
- ・放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施に当たっては、学校の余裕教室の活用等、近隣施設との緊密な連携を促進することができる実施形態も検討することが必要である
- ・地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握する（管内の障害児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障害児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）

- 地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握する（管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- 家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族全般のニーズ把握が必要である（施設単位で補うのではなく、自立支援協議会等を活用して短期入所の役割やあり方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要）
- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である
- コーディネーターについては、医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修を終了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい

#### カ 農福連携等に向けた取組

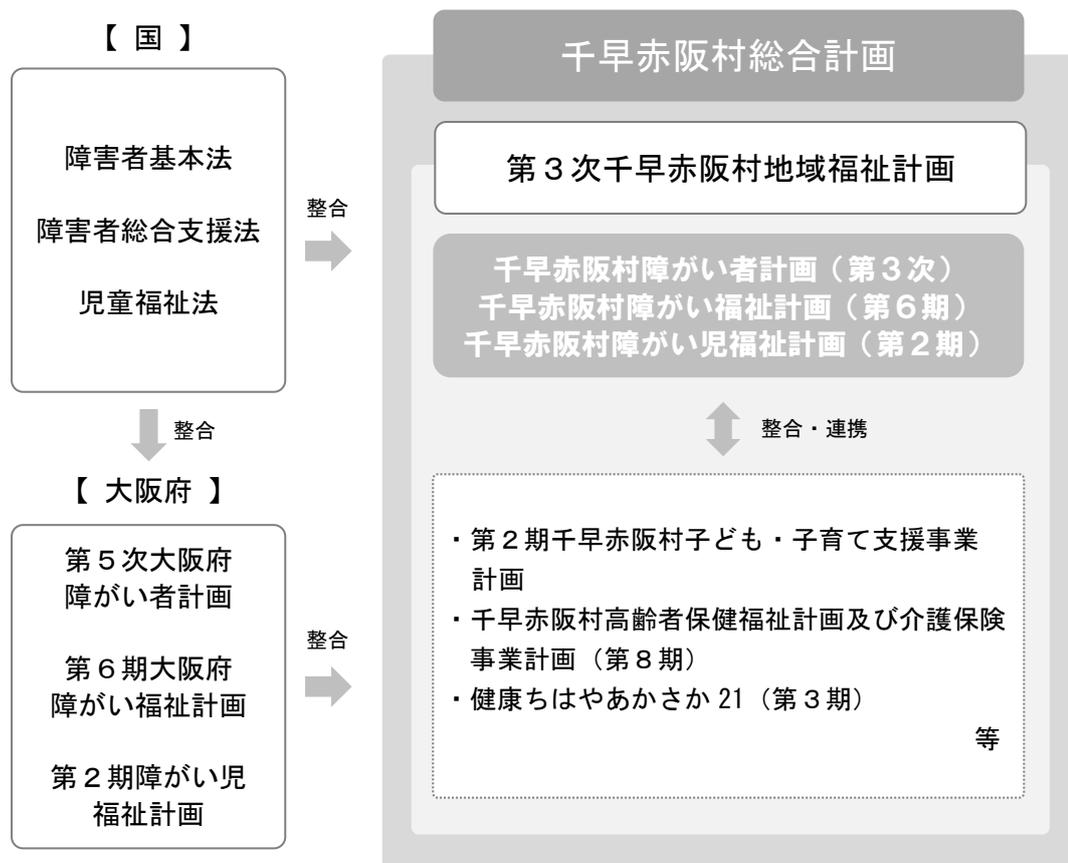
- 一般就労が直ちに難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい
- 就労継続支援事業等における農福連携の取組が推進するよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい
- 高齢障害者における社会参加・就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援事業B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズによって、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい

### 3 計画の位置付け

障がい者計画は、本村の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、村民、関係機関・団体、事業者、村（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、大阪府障がい者計画、大阪府障がい福祉計画及び障がい児福祉計画並びに千早赤阪村総合計画における障がい者施策との整合性を図りました。



## 4 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病、高次脳機能障がい等があるために日常生活又は社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある人を計画の対象とします。

## 5 計画の期間

障がい者計画は、令和3年度から令和11年度までの9年間を計画期間とし、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
千早赤阪村障がい者計画（第3次）								
千早赤阪村障がい福祉計画 （第6期） 千早赤阪村障がい児福祉計画 （第2期）			千早赤阪村障がい福祉計画 （第7期） 千早赤阪村障がい児福祉計画 （第3期）			千早赤阪村障がい福祉計画 （第8期） 千早赤阪村障がい児福祉計画 （第4期）		

## 6 計画の策定体制

策定にあたっては、令和2年度に実施した障がい者又はその家族へのアンケート調査の結果を踏まえ、現在の事業の課題等や新たに生じた障がい福祉サービスの需要などを総合的に検討し、施策の充実を図りました。



## 障がい者を取り巻く状況

### 1 千早赤阪村の現状

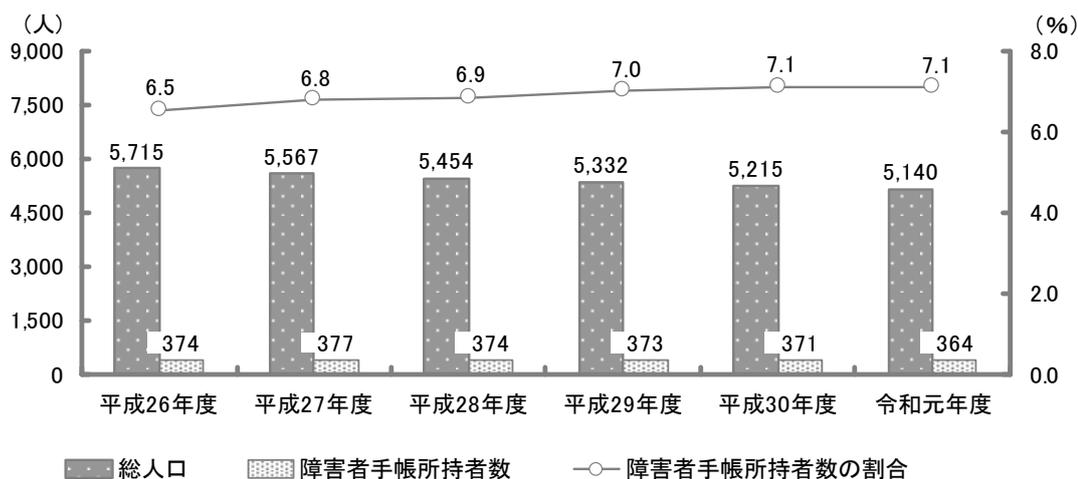
#### (1) 障がい者の状況

##### ① 人口、障害者手帳所持者数の推移

本村の総人口は、令和2年3月31日現在5,140人で、年々減少しています。

障害者手帳所持者数は、令和2年3月31日現在364人で、減少傾向にあり、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は7.1%と増加しています。

人口、障害者手帳所持者数の推移

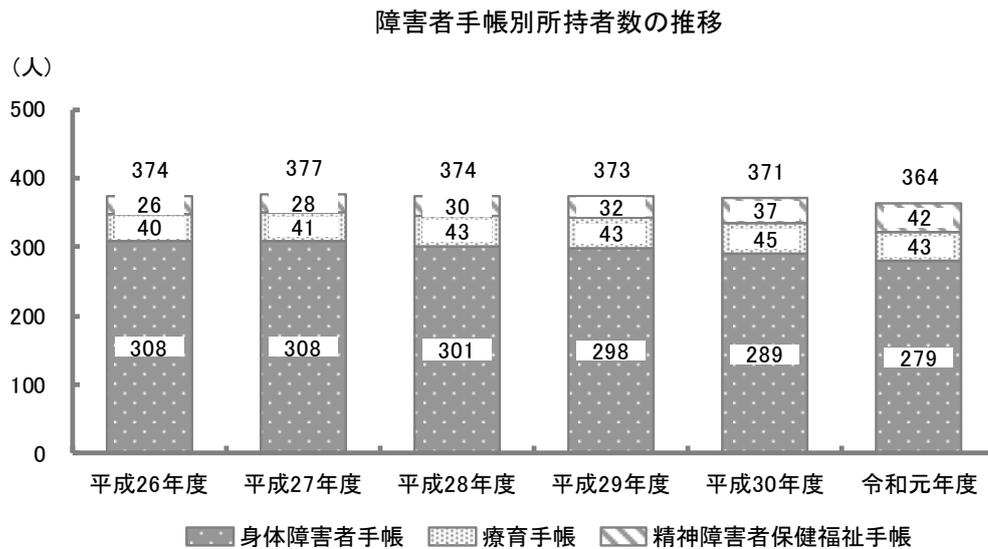


資料：人口は住民基本台帳（各年年度末現在）、障害者手帳所持者数は庁内調べ（各年年度末現在）

## ② 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少しており、令和2年3月31日現在279人となっています。

また、療育手帳所持者数はほぼ横ばいとなっており、令和2年3月31日現在43人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、令和2年3月31日現在42人となっています。



資料：庁内調べ（各年度末現在）

## (2) 身体障害者手帳所持者の状況

### ① 身体障害者手帳所持者の等級別推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和2年3月31日現在、4級の手帳所持者数が84人で最も多く、次いで1級の手帳所持者数が68人となっています。また、5級の手帳所持者数は増加傾向にあり、1級、2級、3級、4級の手帳所持者数は減少しています。

身体障害者手帳所持者の等級別推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
1級	75	76	80	77	72	68
2級	34	32	31	30	27	25
3級	63	61	55	52	53	51
4級	94	94	87	90	86	84
5級	26	29	31	32	34	32
6級	16	16	17	17	17	19
合計	308	308	301	298	289	279

資料：庁内調べ（各年度末現在）

## ② 障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の障害の種類別の推移をみると、肢体不自由が162人（58.1%）と最も多く、次いで内部障がいが76人（27.2%）となっています。また、聴覚・平衡機能障がいの手帳所持者数は増加傾向にあり、肢体不自由の手帳所持者数は年々減少しています。

障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
視覚障がい	14	16	14	12	11	12
聴覚・平衡機能障がい	19	20	19	23	23	24
音声・言語・そし やく機能障がい	6	6	5	5	5	5
肢体不自由	191	189	183	178	172	162
内部障がい	78	77	80	80	78	76
合計	308	308	301	298	289	279

資料：庁内調べ（各年度末現在）

## （3）療育手帳所持者の状況

### ① 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の判定別の推移をみると、令和2年3月31日現在、A判定の手帳所持者数が20人で最も多く、次いでB1判定の手帳所持者数が12人となっています。また、B1、B2判定の手帳所持者数は増加傾向にあり、A判定の手帳所持者数は減少しています。

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
A	23	22	22	22	22	20
B1	9	10	11	11	12	12
B2	8	9	10	10	11	11
合計	40	41	43	43	45	43

資料：庁内調べ（各年度末現在）

## (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

### ① 精神障害者手帳所持者の等級別推移

精神障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和2年3月31日現在、2級の手帳所持者数が27人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が13人となっています。また、2級、3級の手帳所持者数は増加傾向にあり、1級の手帳所持者数は減少しています。

精神障害者手帳所持者の等級別推移

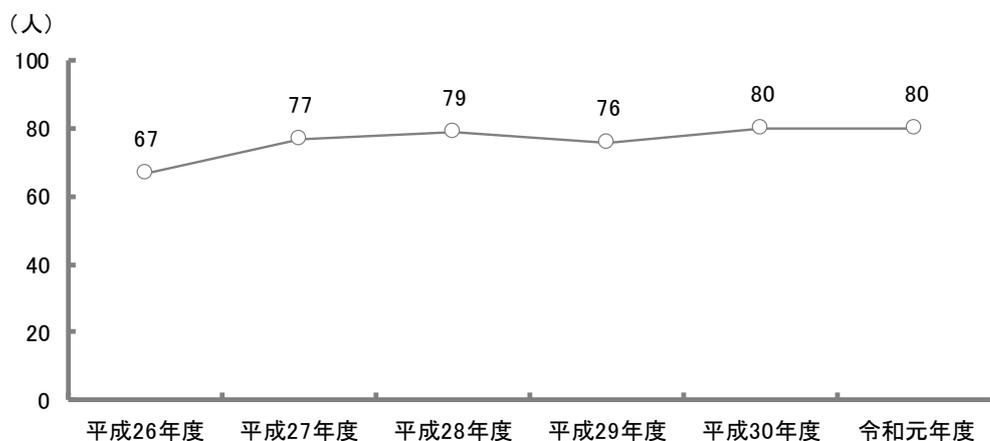
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
1級	6	6	4	3	2	2
2級	14	16	19	22	25	27
3級	6	6	7	7	10	13
合計	26	28	30	32	37	42

資料：庁内調べ（各年度末現在）

### ② 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

自立支援医療受給者数の推移をみると、令和2年3月31日現在80人で、増加しています。

自立支援医療受給者の推移

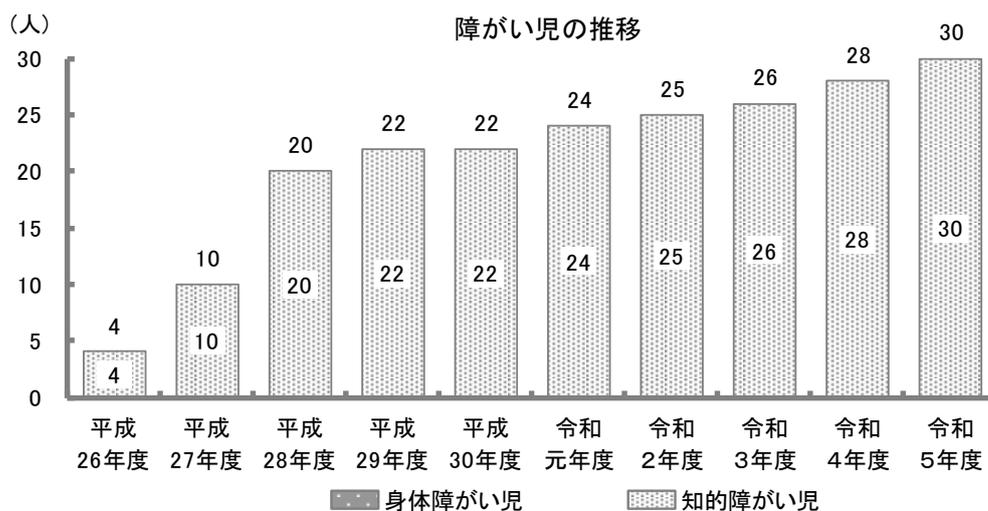


資料：庁内調べ（各年度末現在）

## (5) 障がい児の状況

### ① 障がい児の推移、推計

障がい児の推移をみると、令和2年3月31日現在、身体障がい児は0人ですが、知的障がい児は24人で増加しています。令和5年度には、知的障がい児が30人になると推計されます。

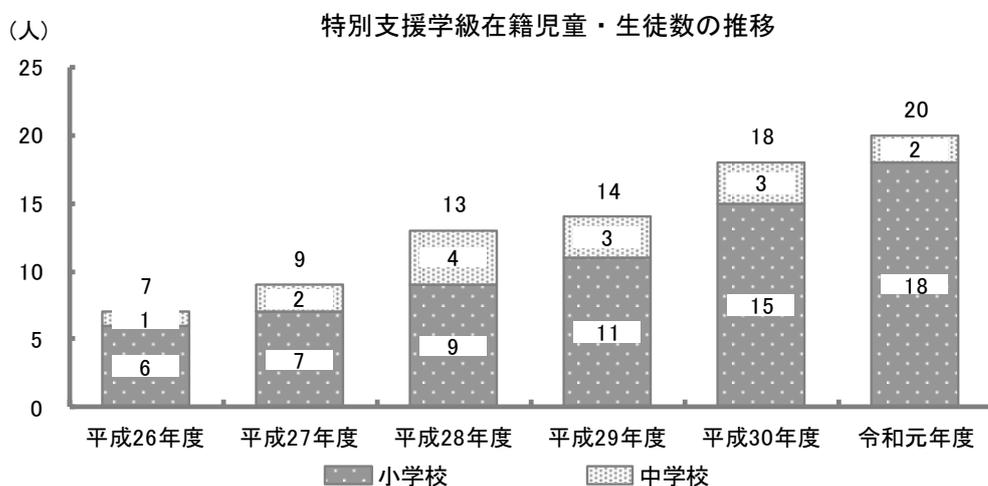


資料：庁内調べ（各年度末現在）

## (6) 特別支援学級在籍児童・生徒数の状況

### ① 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数では、令和2年4月1日現在18人で、年々増加しています。中学校の生徒数では、令和2年3月31日現在2人で、ほぼ横ばいとなっています。

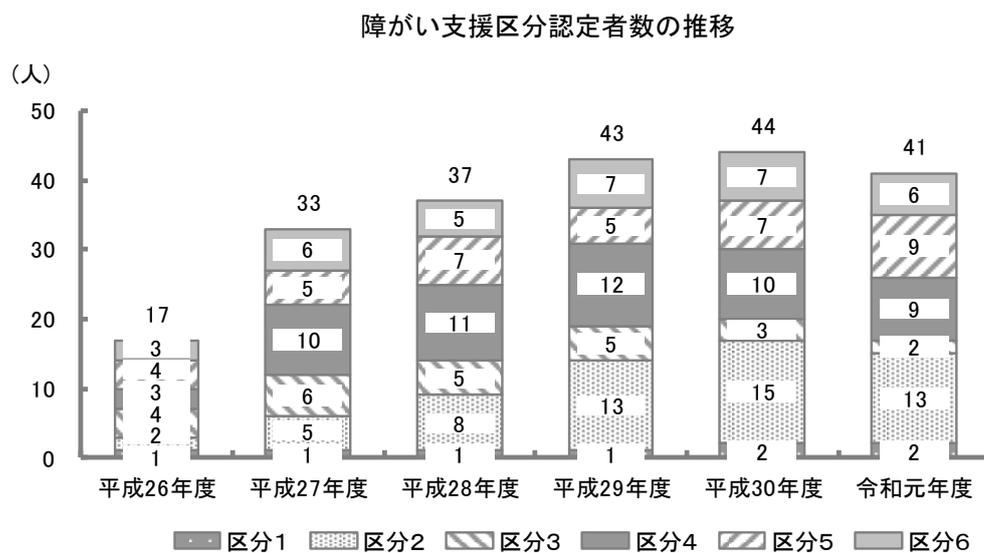


資料：庁内調べ（各年度末現在）

## (7) 障害支援区分認定者の状況

### ① 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分認定者数の推移をみると、令和2年3月31日現在、区分2が13人で最も多く、次いで区分4、区分5が9人となっています。



## 2 アンケート調査結果からみえる現状

本計画の策定の基礎資料として、村民の方からの意見や要望を聞くため、アンケート調査を実施しました。

調査対象：千早赤阪村在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

調査期間：令和2年8月4日から令和2年8月17日

調査方法：郵送による配布・回収

配布数：337通

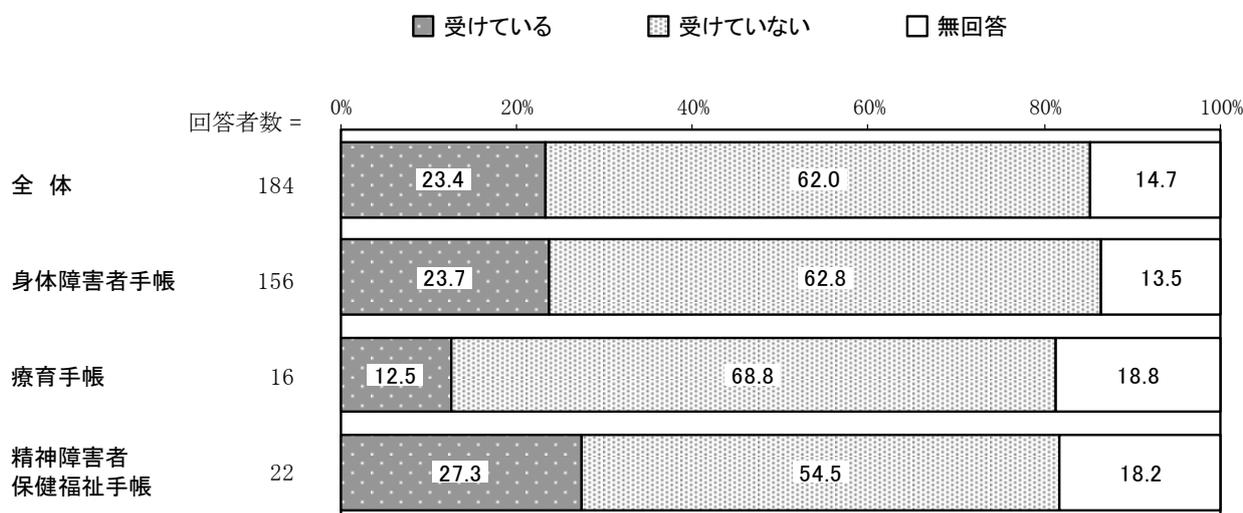
回収状況：184通（有効回答率54.6%）

### （1）医療的ケアについて

#### ① 医療的ケアの受診状況

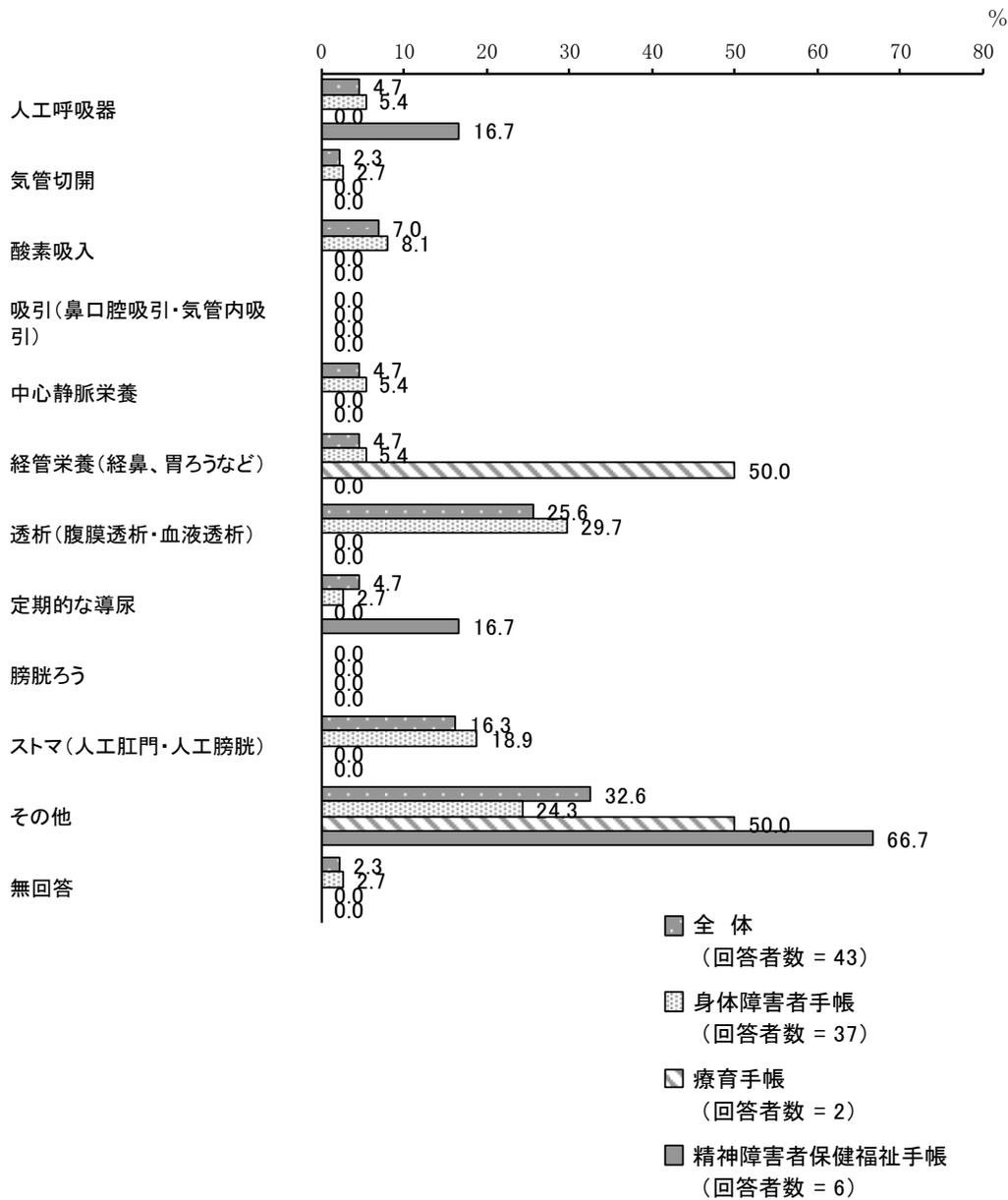
「受けている」の割合が23.4%、「受けていない」の割合が62.0%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「受けていない」の割合が高くなっています。



## ② 現在受けている医療的ケア

「透析（腹膜透析・血液透析）」の割合が25.6%と最も高く、次いで「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」の割合が16.3%となっています。

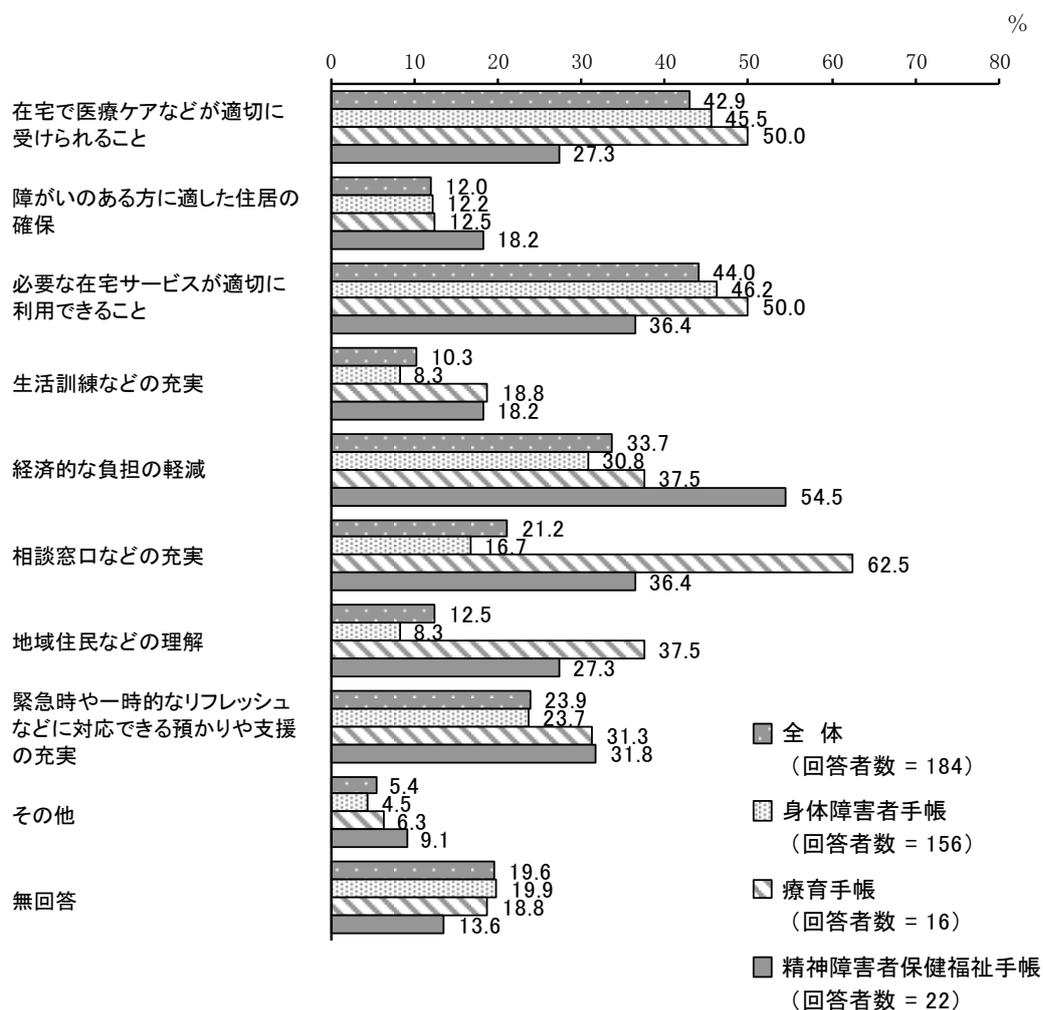


## (2) 地域との関わり、支援について

### ① 住み慣れた地域で生活していくために必要な支援について

「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が 44.0%と最も高く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」の割合が 42.9%、「経済的な負担の軽減」の割合が 33.7%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「相談窓口などの充実」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「経済的な負担の軽減」の割合が高くなっています。

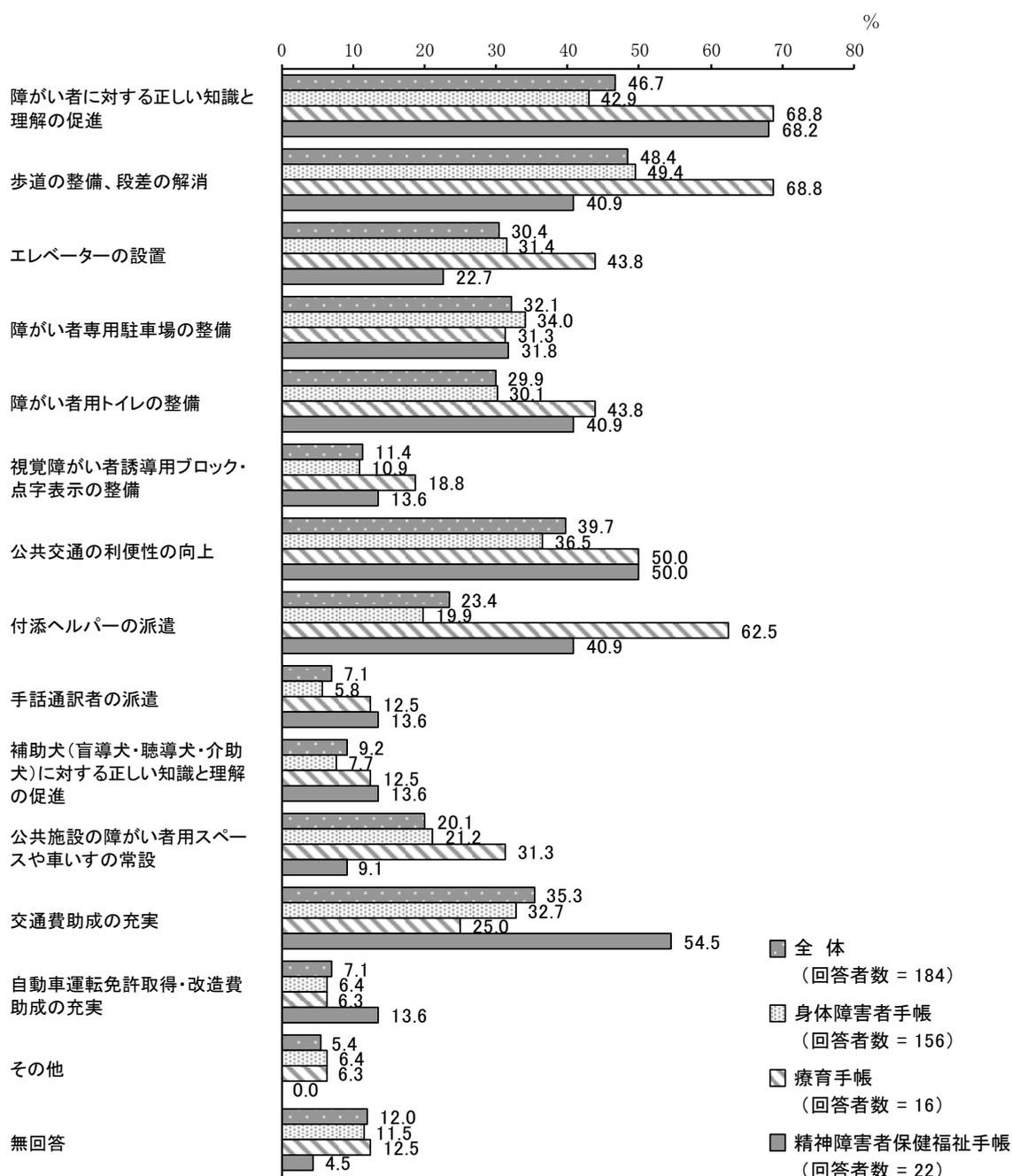


### (3) 外出について

#### ① 外出しやすくするために必要なこと

「歩道の整備、段差の解消」の割合が48.4%と最も高く、次いで「障がい者に対する正しい知識と理解の促進」の割合が46.7%、「公共交通の利便性の向上」の割合が39.7%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「歩道の整備、段差の解消」「エレベーターの設置」「付添ヘルパーの派遣」「公共施設の障がい者用スペースや車いすの常設」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「交通費助成の充実」「自動車運転免許取得・改造費助成の充実」の割合が高くなっています。

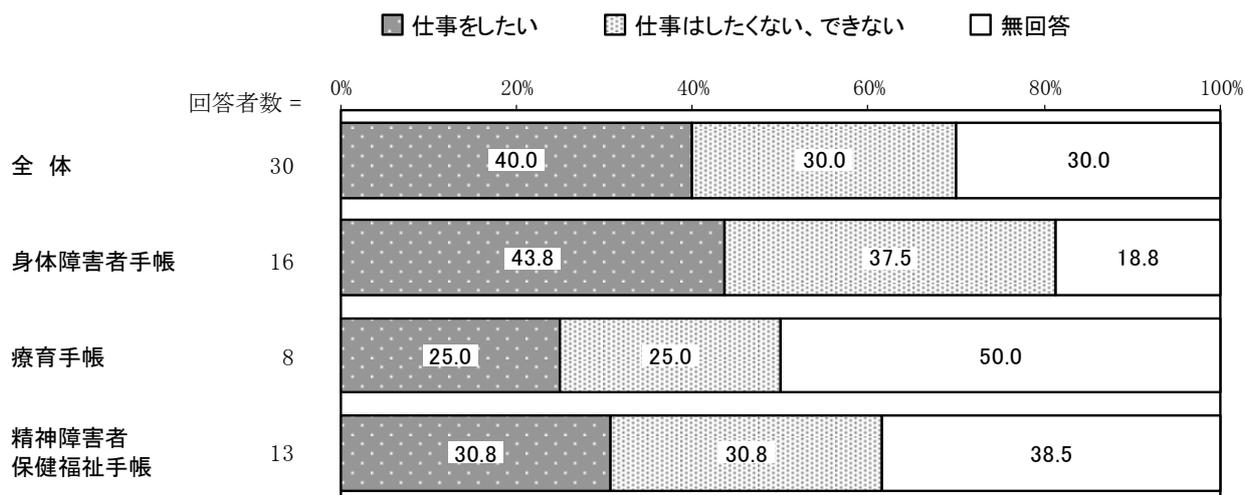


## (4) 就労について

### ① 今後、収入を得る仕事をしたいかの有無

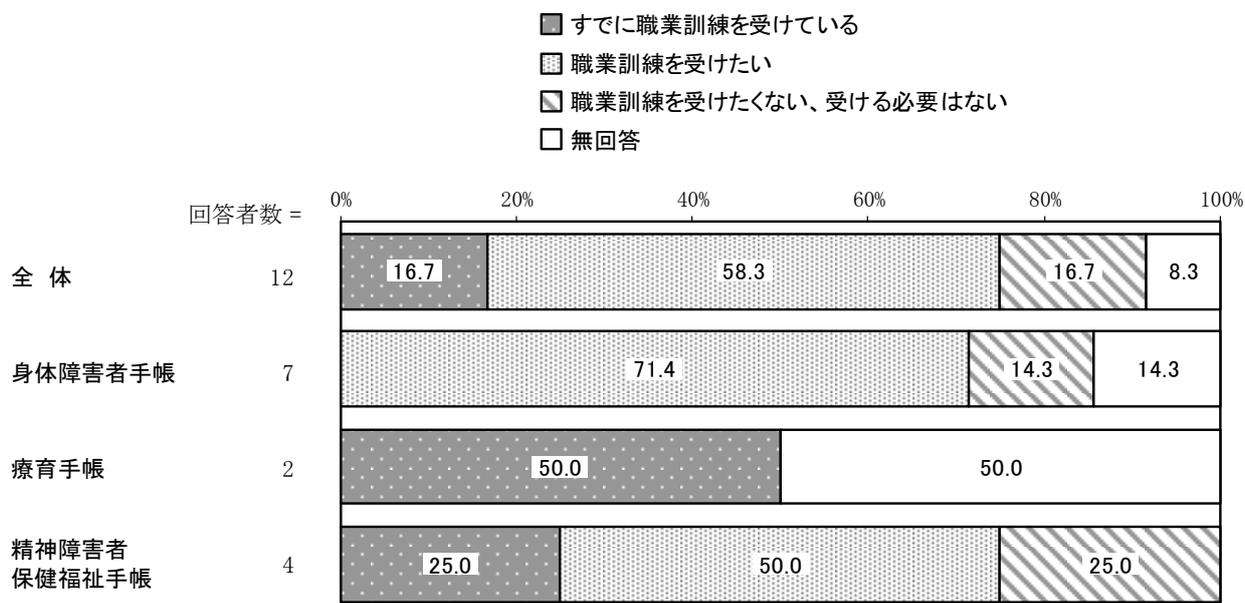
「仕事をしたい」の割合が40.0%、「仕事はしたくない、できない」の割合が30.0%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、身体障害者手帳で「仕事をしたい」の割合が高くなっています。



### ② 職業訓練などの意向

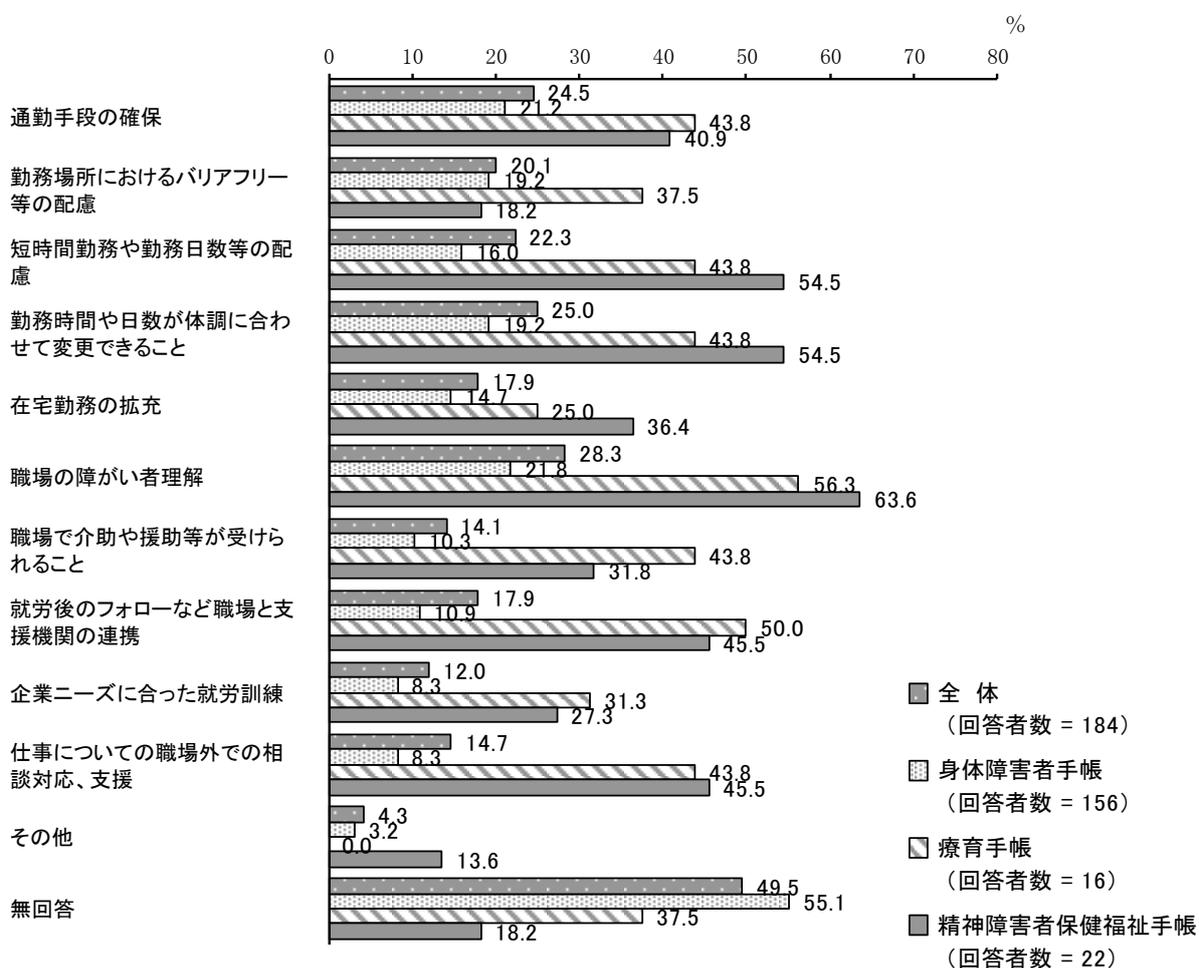
「職業訓練を受けたい」の割合が58.3%と最も高く、次いで「すでに職業訓練を受けている」、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」の割合が16.7%となっています。



### ③ 就労に必要な支援

「職場の障がい者理解」の割合が28.3%と最も高く、次いで「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」の割合が25.0%、「通勤手段の確保」の割合が24.5%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」「職場で介助や援助等が受けられること」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」「企業ニーズに合った就労訓練」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「短時間勤務や勤務日数等の配慮」「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」「在宅勤務の拡充」「職場の障がい者理解」の割合が高くなっています。



## (5) 教育について

### ① 学校などの教育現場において、どのようなことが必要か

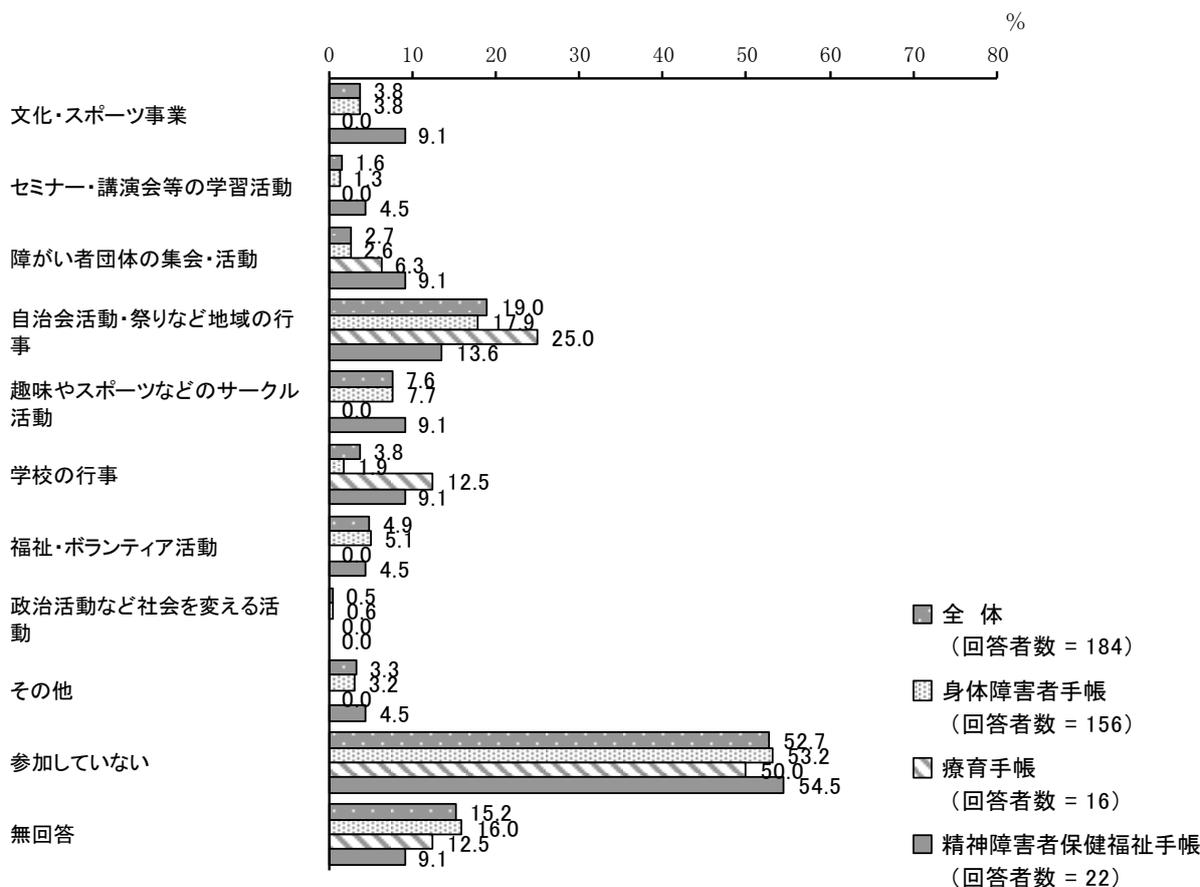
「個別の指導計画や教育支援計画に基づく指導・支援の充実」、「障がいのない児童との交流や共同学習の推進」、「情報提供やコミュニケーションの方法についての配慮」、「教職員の障がいに対する理解や専門性の向上」が1件となっています。

## (6) 地域活動について

### ① 地域の行事や活動への参加状況

「参加していない」の割合が52.7%と最も高く、次いで「自治会活動・祭りなど地域の行事」の割合が19.0%となっています。

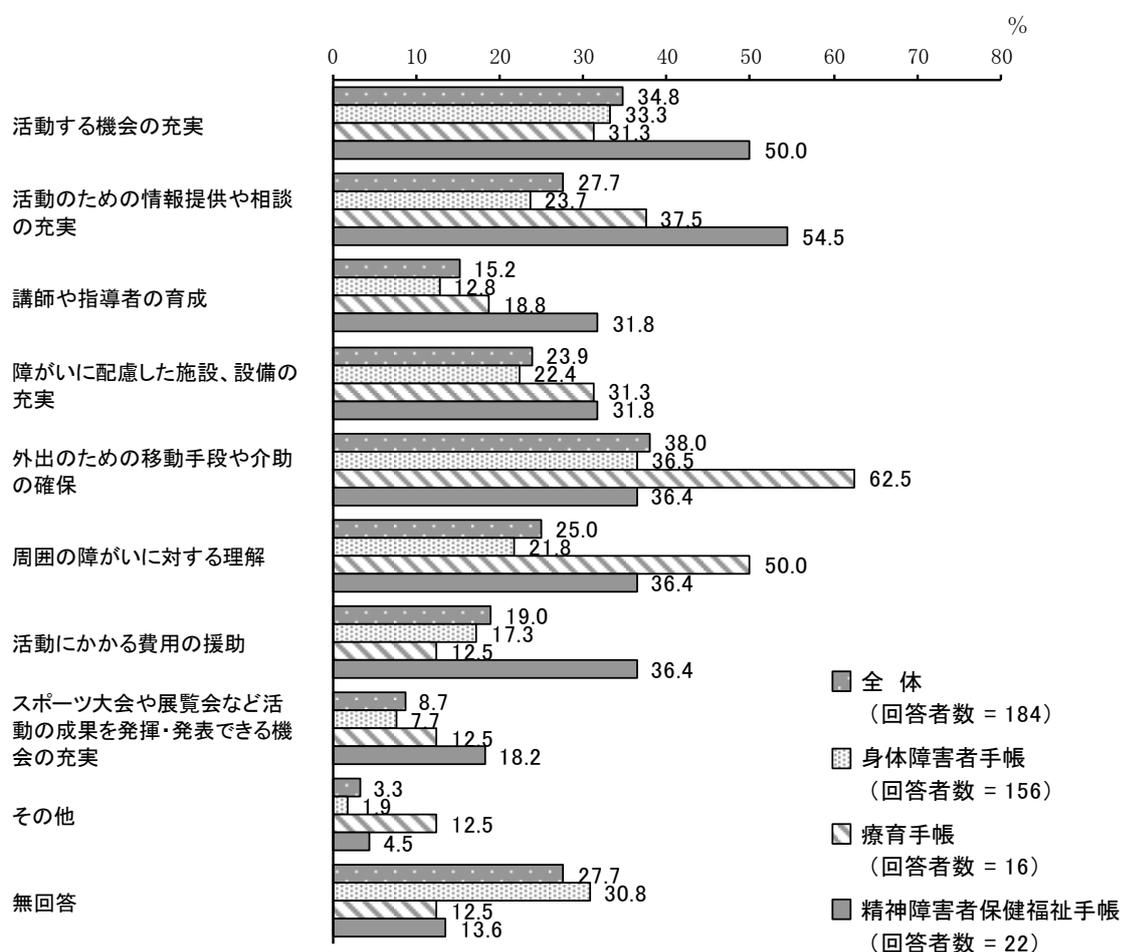
所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「自治会活動・祭りなど地域の行事」の割合が高くなっています。



② 障がいのある人が趣味や学習、スポーツなどの活動をするために、必要なこと

「外出のための移動手段や介助の確保」の割合が38.0%と最も高く、次いで「活動する機会の充実」の割合が34.8%、「活動のための情報提供や相談の充実」の割合が27.7%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「外出のための移動手段や介助の確保」「周囲の障がいに対する理解」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「活動のための情報提供や相談の充実」「講師や指導者の育成」「活動にかかる費用の援助」の割合が高くなっています。

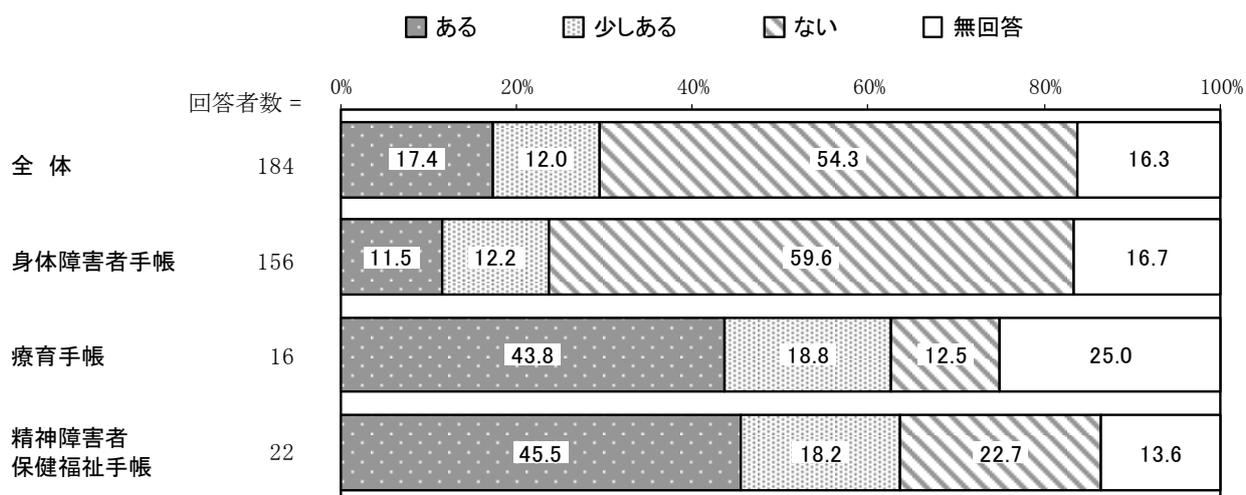


## (7) 障害の理解について

### ① 障がいのことでの差別や人権侵害

「ない」の割合が54.3%と最も高く、次いで「ある」の割合が17.4%、「少しある」の割合が12.0%となっています。

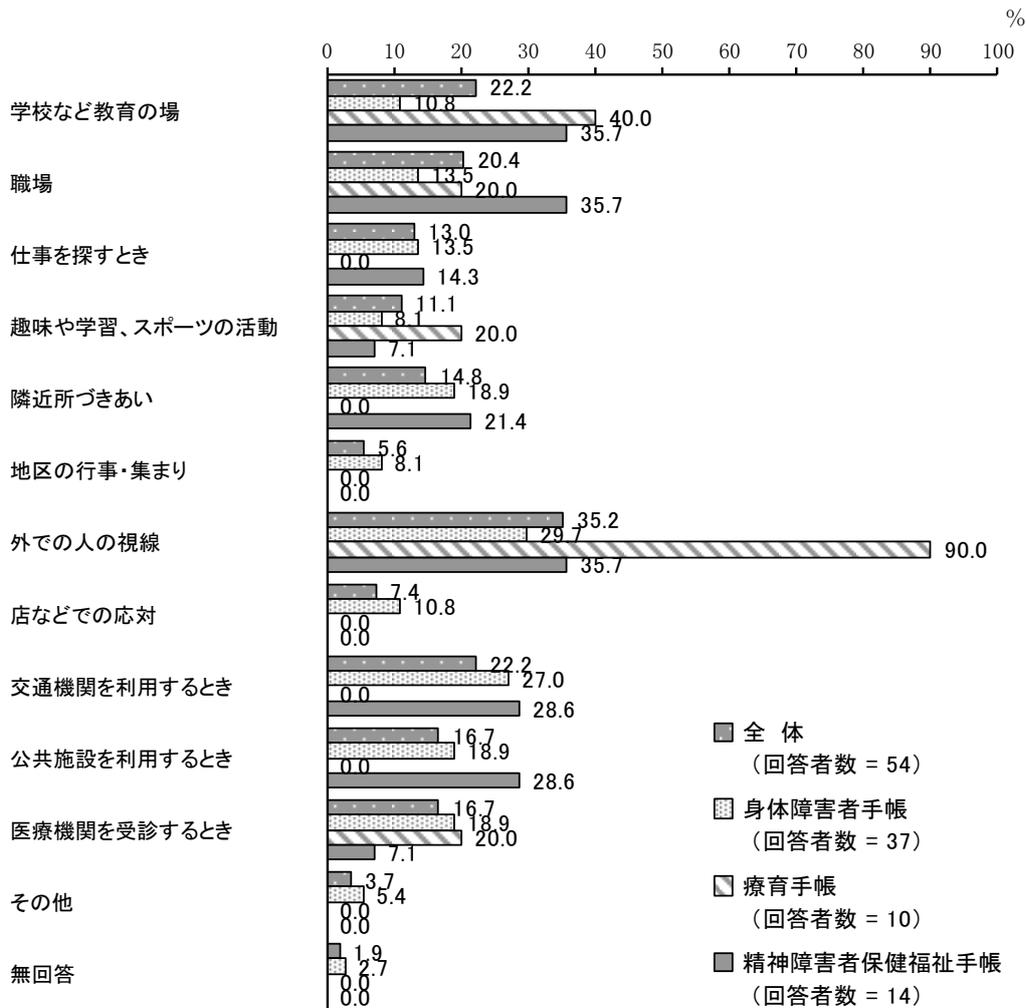
所持手帳別でみると、他に比べ、身体障害者手帳で「ある」の割合が低くなっています。



## ② 差別を受けた場所

「外での人の視線」の割合が35.2%と最も高く、次いで「学校など教育の場」、「交通機関を利用するとき」の割合が22.2%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「外での人の視線」の割合が高くなっています。

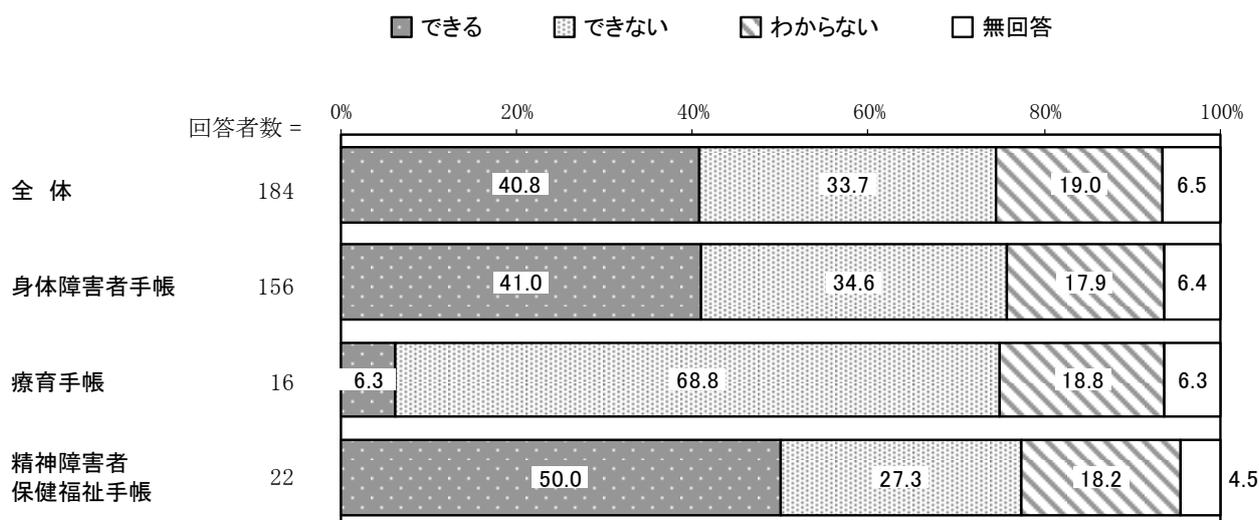


## (8) 災害時等の支援について

### ① 災害時にひとりで避難できるかについて

「できる」の割合が40.8%と最も高く、次いで「できない」の割合が33.7%、「わからない」の割合が19.0%となっています。

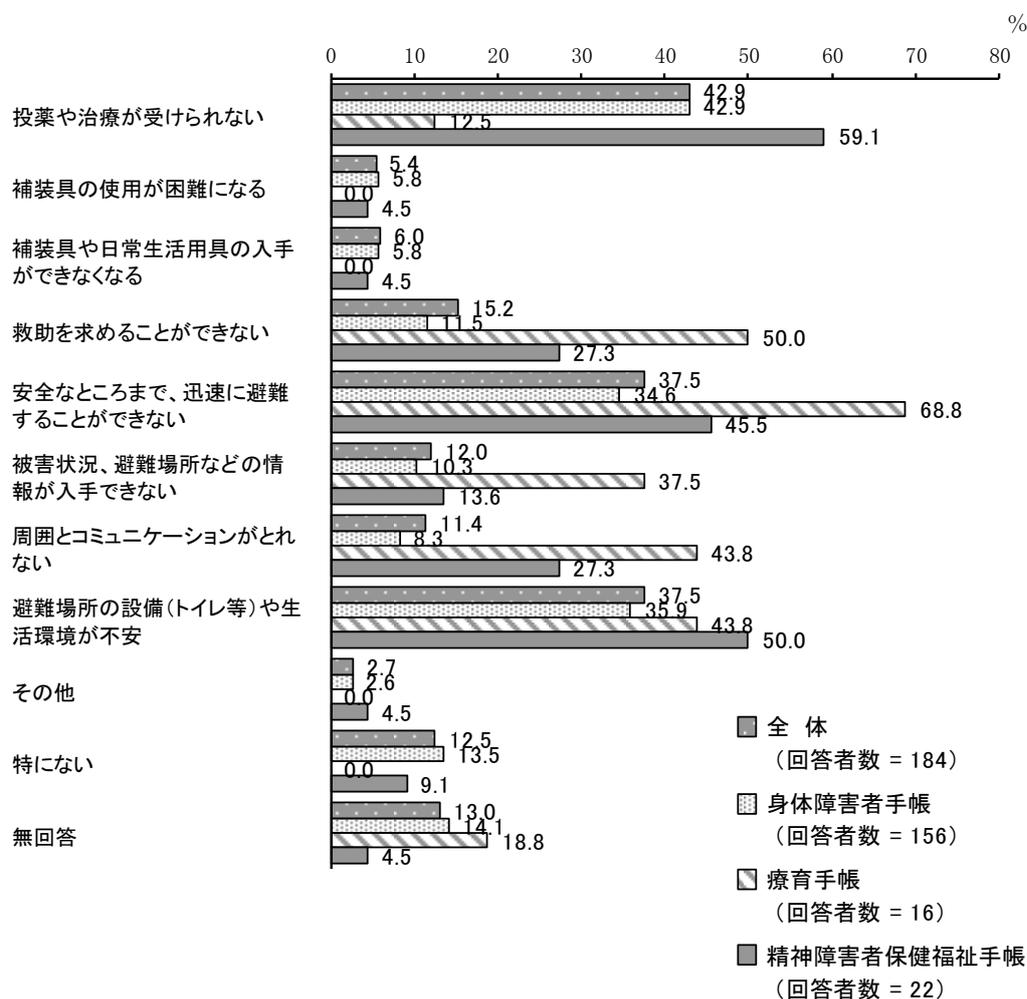
所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「できない」の割合が高くなっています。



## ② 災害のときに困ること

「投薬や治療が受けられない」の割合が42.9%と最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が37.5%となっています。

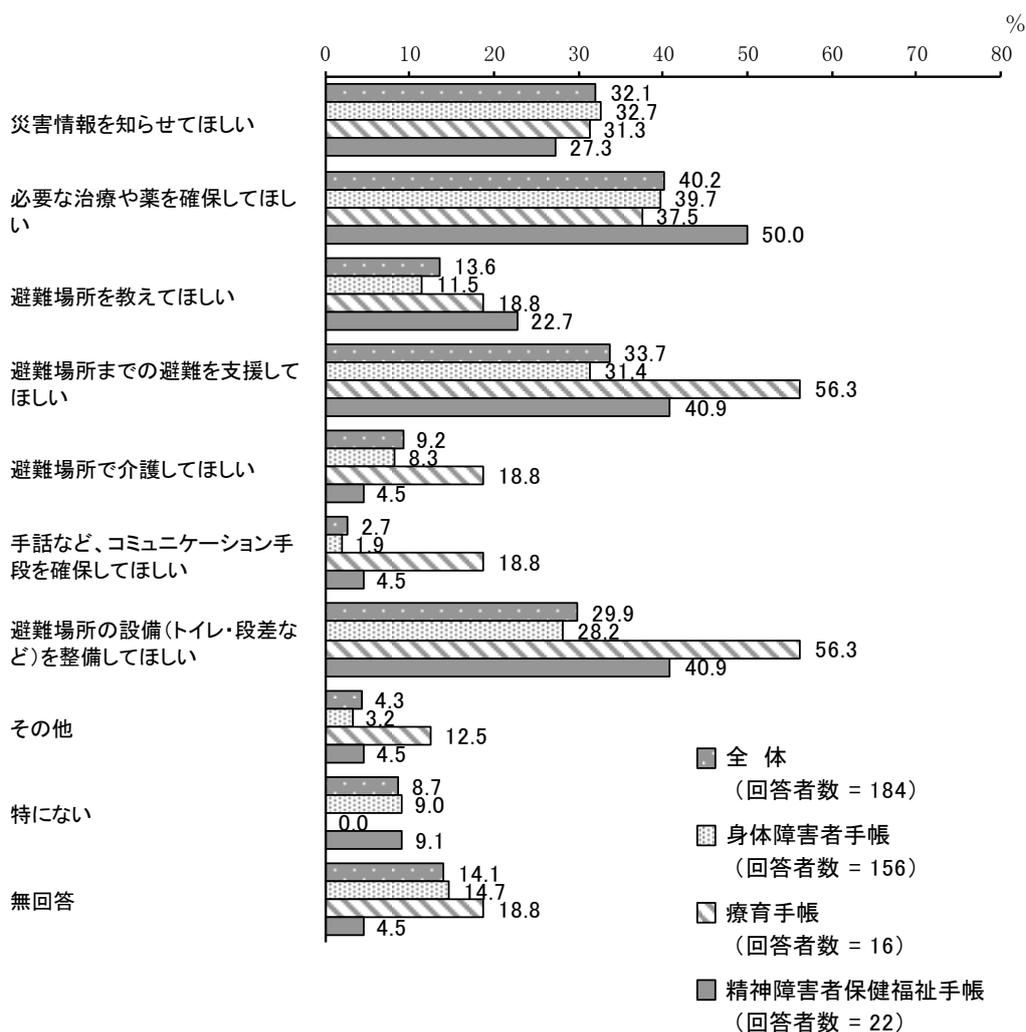
所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「救助を求めることができない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」「周囲とコミュニケーションがとれない」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が高くなっています。



### ③ 災害時の必要な支援

「必要な治療や薬を確保してほしい」の割合が40.2%と最も高く、次いで「避難場所までの避難を支援してほしい」の割合が33.7%、「災害情報を知らせてほしい」の割合が32.1%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「避難場所までの避難を支援してほしい」「避難場所の設備（トイレ・段差など）を整備してほしい」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「必要な治療や薬を確保してほしい」の割合が高くなっています。

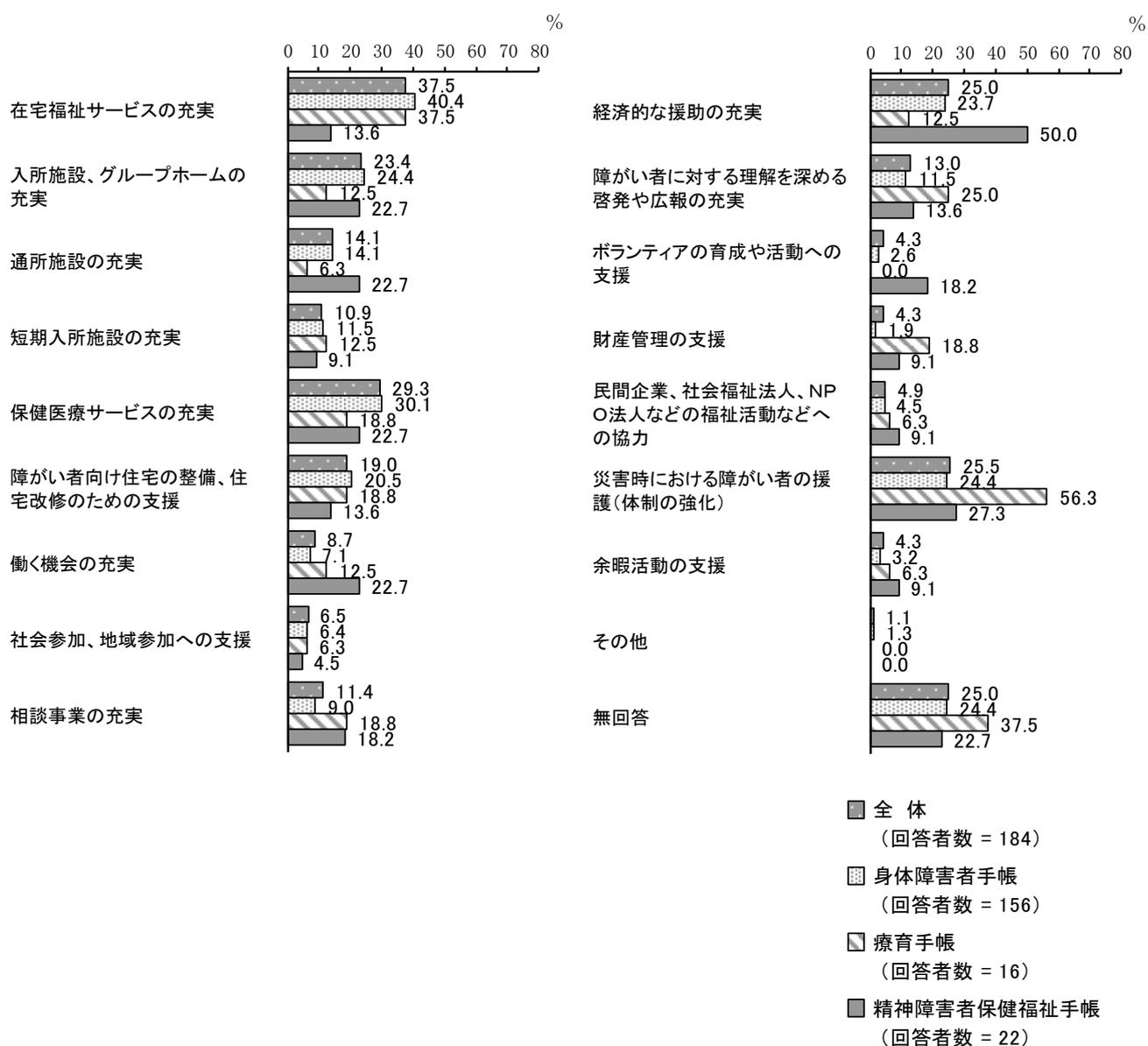


## (9) 地域での生活について

### ① 地域で暮らしやすくなるために必要なこと

「在宅福祉サービスの充実」の割合が37.5%と最も高く、次いで「保健医療サービスの充実」の割合が29.3%、「災害時における障がい者の援護（体制の強化）」の割合が25.5%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、身体障害者手帳で「在宅福祉サービスの充実」「保健医療サービスの充実」の割合が、療育手帳で「災害時における障がい者の援護（体制の強化）」の割合が高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳で「経済的な援助の充実」の割合が高くなっています。



### 3 前計画の評価及び課題

本村の障がい児者を取り巻く課題を、アンケート調査結果、事業の実施状況から、前計画の施策の展開ごとに整理しました。

#### 「施策の展開 1 教育・療育」についての課題

本村では、早期療育の充実や障がいのある子どもの教育の充実に努めてきました。

「障がい福祉」に関するアンケート調査結果をみると、学校などの教育現場において必要だということについて「個別の指導計画や教育支援計画に基づく指導・支援の充実」、「障がいのない児童との交流や共同学習の推進」、「情報提供やコミュニケーションの方法についての配慮」、「教職員の障がいに対する理解や専門性の向上」の意見があがっています。

障がいのある子どもが、地域で暮らしながら専門的な療育を受けられる体制を整え、障がいの特性に応じた療育を実施するため、指導方法等を工夫し改善を図っていくことが求められます。

また、障がいの状況や教育ニーズに応じた適切な指導を提供できるようにするため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という多様な学びの場のそれぞれの充実を図っていく必要があります。子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、就学前から卒業後にわたる切れ目ない教育指導や、進路選択における相談支援を行える体制を整えることが重要です。

#### 「施策の展開 2 保健・医療」についての課題

本村では、特定健診・特定保健指導、介護予防教室などを行い、健康づくりを進めるとともに、各種健康相談（保健師、管理栄養士、歯科衛生士、心理相談員）を充実し、必要に応じて家庭訪問や関係機関との連携に努めてきました。

「障がい福祉」に関するアンケート調査結果をみると、現在医療的ケアを「受けている」の割合が23.4%、「受けていない」の割合が62.0%となっています。現在受けている医療的ケアは、「透析（腹膜透析・血液透析）」の割合が25.6%と最も高く、次いで「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」の割合が16.3%となっており、医療的ケアを必要とする障がい者への支援が求められます。

障がいや発達に遅れのある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行

っていくことが重要です。乳幼児期における健康診査等において、疾病・障がいや育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、個々にあわせた療育に繋げることが必要です。

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。

### 「施策の展開3 生活支援」についての課題

「障がい福祉」に関するアンケート調査結果をみると、障がいのある人が地域で暮らしやすくなるために必要なことは「在宅福祉サービスの充実」の割合が37.5%と最も高く、次いで「保健医療サービスの充実」の割合が29.3%、「災害時における障がい者の援護（体制の強化）」の割合が25.5%となっています。

地域で生活するために必要なことは、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が44.0%と最も高く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」の割合が42.9%、「経済的な負担の軽減」の割合が33.7%となっています。

在宅サービスの充実が望まれている中で、障がいのある人を対象とする各種給付や助成事業の周知については、十分な情報提供を行い、各種制度の活用を図ることが必要です。個々の障害のある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが求められます。

障がいのある人が趣味や学習、スポーツなどの活動をするために必要だと思うことは、「外出のための移動手段や介助の確保」の割合が38.0%と最も高く、次いで「活動する機会の充実」の割合が34.8%、「活動のための情報提供や相談の充実」の割合が27.7%となっています。

生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がい者の生きがいや社会参加の促進につながります。障がいのある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障がいのある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

今後も、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

また、地域のボランティア等の活動については、参加したい意欲のある人には、具

体的な相談に応じ、きめ細かく活動内容を紹介する等、ボランティア活動の促進を図るための仕組みが求められます。ボランティア活動を通じ相互の交流を深め、障害特性の理解促進を図りながら、障害のある人が活動の担い手となることへの支援が必要です。

#### 「施策の展開4 障がいのある人の雇用」についての課題

本村では、企業数自体が少ないことや、通勤など移動面での課題があることから、一般就労が難しい現状となっていますが、南河内南就業・生活支援センターと連携しながら、就労促進のための相談、職場開拓、仕事を継続するための就労後フォローアップなど総合的な支援を行ってきました。

今後収入を得る仕事をしたいかについては、「仕事をしたい」の割合が40.0%となっており、収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいかについては、「職業訓練を受けたい」の割合が58.3%と最も高くなっています。

また、障がい者の就労支援として必要だと思うことは、「職場の障がい者理解」の割合が28.3%と最も高く、次いで「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」の割合が25.0%、「通勤手段の確保」の割合が24.5%となっています。

今後も、企業と就労する障がいのある人をマッチングさせ、就労後も働き続けるために、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が求められます。

#### 「施策の展開5 広報・啓発活動」についての課題

障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験については、「ない」の割合が54.3%と最も高く、次いで「ある」の割合が17.4%、「少しある」の割合が12.0%となっています。所持手帳別でみると、他に比べ、身体障害者手帳で「ある」の割合が低くなっています。差別や嫌な思いをした場面は、「外での人の視線」の割合が35.2%と最も高く、次いで「学校など教育の場」、「交通機関を利用するとき」の割合が22.2%となっています。所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「外での人の視線」の割合が高くなっています。

また、「障がい福祉」に関するアンケート調査結果をみると、最近1年間地域の行事や活動の参加について、「参加していない」の割合が52.7%と最も高く、次いで「自治会活動・祭りなど地域の行事」の割合が19.0%となっています。所持手帳別でみる

と、他に比べ、療育手帳で「自治会活動・祭りなど地域の行事」の割合が高くなっています。

障がいの理解には、学校における福祉教育の役割が大きく、福祉教育のさらなる充実が求められていることから、幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がいのある人の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの村民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要です。

身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障害者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障害のある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、村民の障害への理解を深め、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていくことが必要です。

## 「施策の展開6 生活環境」についての課題

「障がい福祉」に関するアンケート調査結果をみると、災害時に一人で避難できるかについては、「できる」の割合が40.8%と最も高く、「できない」の割合が33.7%、「わからない」の割合が19.0%となっています。所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「できない」の割合が高くなっています。

災害時に困ることは、「投薬や治療が受けられない」の割合が42.9%と最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が37.5%となっています。所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「救助を求めることができない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」「周囲とコミュニケーションがとれない」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が高くなっています。

災害時にしてほしい支援は、「必要な治療や薬を確保してほしい」の割合が40.2%と最も高く、次いで「避難場所までの避難を支援してほしい」の割合が33.7%、「災害情報を知らせてほしい」の割合が32.1%となっています。所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「避難場所までの避難を支援してほしい」「避難場所の設備（トイレ・段差など）を整備してほしい」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「必要な治療や薬を確保してほしい」の割合が高くなっています。

そのため、災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対しては、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がい者の援護体制の強化を図っていくことが必要です。福祉避難拠点の整備や、地域住民が主体となった避難所ごと

の管理運営体制の構築、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

障がいのある人が外出しやすくするために必要だと思うことは、「歩道の整備、段差の解消」の割合が48.4%と最も高く、次いで「障がい者に対する正しい知識と理解の促進」の割合が46.7%、「公共交通の利便性の向上」の割合が39.7%となっています。

今後も、まちづくりの考え方として、障がいのある人や高齢者のために障壁を取り除くバリアフリーの考え方から、障がいのある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが重要です。



## 障がい者計画の基本的な考え方

### 1 障がい者施策の基本理念

千早赤阪村障がい者計画（第2次）（平成24年度（2012年度）～令和2年度（2020年度））では、「一人ひとりが尊重され、心豊かに暮らせる共生のむら“ちはやあかさか”」を基本理念とし、計画を推進しており、これを引き続き障がい福祉施策の基本理念とします。

本計画においても、この理念をふまえ、計画を推進します。

#### 基本理念

**一人ひとりが尊重され、心豊かに暮らせる共生のむら  
“ちはやあかさか”**



## || 2 基本目標

---

### (1) 教育・療育

---

#### ◆子どもの特性に応じた保育・教育環境づくり

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や子どもの特性に合った指導が重要です。そのため、障がいの早期発見、早期療育のための体制の充実に努めます。

また、障がいのある子どもを受け入れる保育施設、学校施設等の環境改善に努めるとともに、障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育の考えを踏まえた、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進し、障がいのある子どもが、その有する能力を最大限発揮することができるよう努めます。

### (2) 保健・医療

---

#### ◆健康に暮らし続けられる環境づくり

生涯を通じて必要な保健・医療サービスが受けられる体制づくりをめざすとともに、障がいのある人が身体健康保持や増進に必要な支援を受けることにより、自らの「健康」や「体力」について、現在よりも安心感が得られるよう、継続した保健・医療および福祉サービスの量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

### (3) 生活支援

#### ◆相談・情報提供支援や福祉サービス等の充実

障がいの程度や生活の状況に応じたサービスを自らが適切に選択し、利用できるよう相談や支援を行い、障がいのある人に寄り添ったケアマネジメントを推進します。

また、身近な生活の相談から障害福祉サービスに至るまで、関係機関との連携を図り、障がいのある人本人を中心とした相談や情報提供などの支援を推進します。

様々な状況にある障害児・者とその介護者の地域での生活を支援するため、基幹相談支援センターを中核とする関係機関等の相談支援のネットワークを強化し、相談支援体制の充実を図ります。

在宅での生活を支える障害福祉サービス等の提供体制や、地域での生活拠点となるグループホーム等の社会資源の充実を図っていきます。

### (4) 障がいのある人の雇用

#### ◆就労支援の充実

働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

## (5) 広報・啓発活動

### ◆障がいに関する相互理解の促進

年齢や障がいの有無等にかかわらず、互いに理解と信頼を深め、共に助け合いながら暮らしていく地域共生社会の実現を目指し、障がいについての正しい知識の普及・啓発に努めるほか、福祉教育や交流を通じて、差別の解消と相互理解を促進します。

## (6) 生活環境

### ◆安全・安心な環境づくり

障がい者が地域社会において安全・安心して生活できるよう、公共施設等のバリアフリー化を推進します。

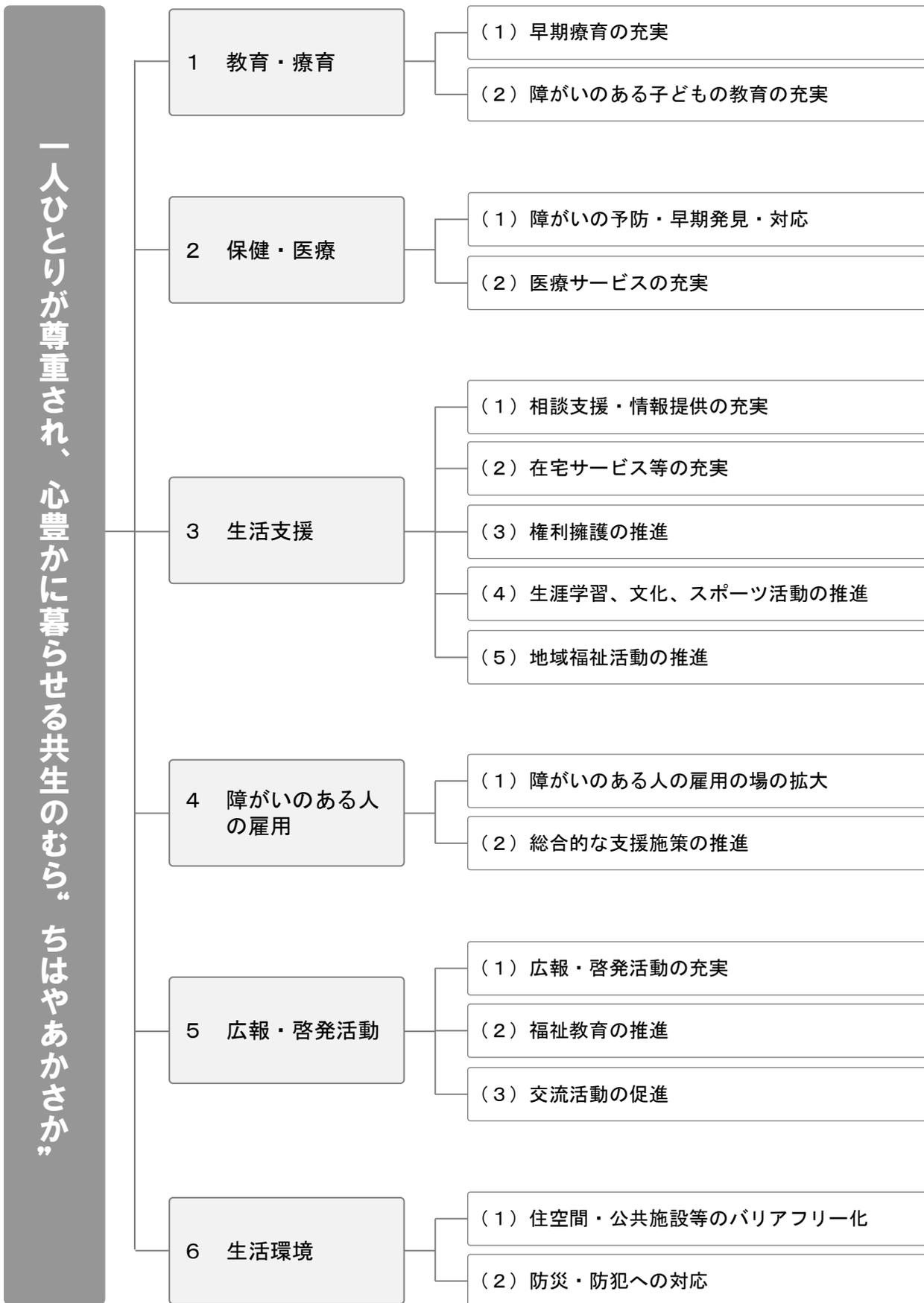
また、近年頻発している自然災害への対応については、災害時等に障がい者の安全確保対策に関する知識の普及を図るとともに、地域における防災体制の強化に取り組み、障がい者が安心して生活できる環境づくりを推進します。

### 3 施策の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 施策の方向性 ]





## 施策の基本方向と取り組みの推進

### 1 教育・療育

#### (1) 早期療育の充実

保健・医療・福祉が連携し、妊娠期からの母子の健康増進に向けた母子保健対策や相談体制を整備し、障がいの早期発見・早期療育に取り組み、療育や子育てに必要な知識を学ぶための支援を行います。

#### 【主な取り組み】

事業名	事業概要
障がい児地域療育等支援事業の連携	在宅の重症心身障がい児、知的障がい児、肢体不自由児が、身近な地域において、療育指導や相談を受けられるよう、大阪府・近隣市町・関係機関・関係施設との連携に努めます。また、児童発達支援センターと連携し、個別の療育と家族への研修などを含めた支援を行います。
障がい児短期入所事業の支援	家族の疾病・出産などにより家庭での介助が困難な在宅の障がい児が、施設を一時的に利用し、適切な療育及び日常生活に関する指導を受けることができるよう、事業の普及・啓発に努めます。
障がい児の療育指導等の充実	在宅の障がい児の発達・自立を援助し、福祉の増進を図るため、障がい児とその保護者に対する療育指導など、各種通所事業の確保に努めます。ペアレントプログラムや研修会を実施するなど、子どもとの関わり方等について学ぶ機会を提供します。
障がい児保育の充実	認定こども園において、障がい児の保育事業を円滑に実施することができるよう関連機関との連携に努めます。また、地域の障がい児の子育て環境機能の充実を図るため、障がい児保育支援事業に必要な経費を運営者へ補助します。
教育相談の充実	発達相談事業のフォロー体制を整備し、障がいの早期発見・早期対応に努めます。
医療的ケア児に対する支援	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、河内町、太子町と共に関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を検討します。

## (2) 障がいのある子どもの教育の充実

### ① 特別支援教育体制推進事業の推進

障がいのある子どもへの療育・保育・教育の実施に当たっては、各関係機関との情報共有・連携により、個別のニーズに対応し、ライフステージを通じた切れ目のない支援が行える体制の整備を図ります。

#### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
乳幼児期から就労にいたるまで一貫した支援体制の整備	乳幼児健診や、保護者からの個別相談にて応じ、発達検査や早期療育につなげていきます。 また、教育・医療・保健・福祉・労働などの関係機関の連携により、ネットワークを形成する中で個別の教育支援計画の策定にも努め、乳幼児期から就労にいたるまで一貫した支援体制の整備を図ります。
発達障がい児への切れ目のない支援の充実	教育・医療・保健・福祉などの関係機関との連携、ネットワークを形成し、学習障がい（LD）や注意欠陥・多動性障がい（ADHD）など発達障がいの早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられるよう、体制づくりに努めます。
校内体制の整備	学校における特別支援教育を推進するため、特別支援教育コーディネーターや校内委員会を設置し、校内体制の充実に努めます。

### ② 教育環境の充実

個別の教育的ニーズのある一人ひとりに応じて、一貫した支援を行うための教育の体制づくりを引き続き進めていきます。

また、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を確保するとともに、インクルーシブ教育の推進に向けて研究を行い、体制の整備を図ります。

#### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
就学指導の充実	保護者をはじめ保健・福祉・医療などの関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がいの状態や特性に応じた適正な就学指導の充実に努めます。

事業名	事業概要
教職員の専門性の向上	障がいのある児童・生徒一人ひとりに対応できるよう、特別支援学校や小・中学校の障がい児教育担当教員との実践的な交流、研修会を実施し、教員の専門性を高め、学習指導の充実と向上を図ります。
一人ひとりに応じた教育指導・支援の充実	個別の指導計画による指導を進める中で、障がいのある児童・生徒一人ひとりの発達状況に則した見直しを定期的に行い、指導方法、内容及び支援の改善を行い、豊かな教育活動を展開します。
放課後の居場所づくり	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）や、放課後子ども教室など、子どもの居場所づくりに努めます。

## 2 保健・医療

### (1) 障がいの予防・早期発見・対応

障がいの要因となる疾病等を予防するため、医療機関などと連携し、疾病や障がいなどの早期発見及び治療、早期療育を推進します。

また、こころの健康についての普及・啓発と併せて精神障害に対する理解を促進します。

#### 【主な取り組み】

事業名	事業概要
母子保健事業の推進	健やかに子どもを生み育てるために、妊婦健康診査や乳幼児健康診査、各種相談や教室、訪問指導、子育て支援事業など、母子保健施策を充実し、疾病や障がいの予防や早期発見・早期対応に結びつけます。
健康増進事業の推進	心身の健康に対する正しい知識を普及していくため、健康づくりや生活習慣病予防をテーマとする健康教育や健康相談を充実します。また、生活習慣病の予防・早期発見のため、基本健診・胃がん検診・子宮がん検診・乳がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・骨粗しょう症検診などを充実します。
療育体制の充実	保健所が実施している身体障がい児等を対象にした専門医・理学療法士・発達相談員・保健師が行う療育相談事業との連携を図ります。子どもの発達に合わせて療育機関を紹介し、必要な療育に繋がります。
相談支援体制の整備	心理発達相談、運動発達相談など、障がいの早期発見、早期対応に至る相談支援体制の整備を推進していきます。

## (2) 医療サービスの充実

障がいを軽減し、障がいのある人の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしています。そのため、身近な地域で専門性の高いリハビリや医療サービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図るとともに、各医療機関における連携の強化を図ります。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
障がい児者に対する医療の充実	障がい者が健康状態を維持し、障がいの軽減を図ることができるよう必要な医療費の負担、助成に努めます。
	一般の歯科診療では治療が困難な障がい児者の歯科診療を行うため、南河内圏域 8 市町村で実施している障がい児（者）歯科診療を継続するとともにその周知を図ります。
難病患者対策の充実	在宅で生活する難病患者が安心して療養できるよう、保健所と連携を図ります。
	在宅難病対策の中核機関である「大阪難病医療情報センター」と、必要時連携を図ります。
地域連携クリティカルパスの普及	保健所が中心となって推進している地域連携クリティカルパス〔医療機関の連携を図り、良質の医療を適切に提供するツール（脳卒中・糖尿病・急性心筋梗塞）〕の普及に向けた取り組みを進めます。
精神保健・医療施策の推進	心の健康づくりを推進します。また、医療機関との連携を強化し、精神疾患の早期発見・治療で適切な支援の確立を推進します。
支援体制の整備	サービス利用の相談体制などを整備するために、専門職の確保に努めます。休日、夜間における症状の急変に対応するため、精神科救急病院などと連携を図るとともに情報提供に努めます。
社会復帰対策の充実	精神障がい者の自立を促進するために、グループホームや地域活動支援センターなどの広域的推進体制の確立を図っていきます。

## 3 生活支援

### (1) 相談支援・情報提供の充実

#### ① 相談支援の充実

障がいの程度や生活の状況に応じたサービスを自らが適切に選択し、利用できるよう相談や支援を行い、障がいのある人に寄り添ったケアマネジメントを推進します。

また、身近な生活の相談から障害福祉サービスに至るまで、関係機関との連携を図り、障がいのある人本人を中心とした相談や情報提供などの支援を推進します。

#### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
障がい者ケアマネジメントシステムの構築	相談支援事業における相談支援専門員の資質向上を図り、障がいのある人の自立に結びつく適切なサービス利用を支援するケアマネジメントシステムの構築を進めます。
	民生委員児童委員と連携し、相談活動の充実を図ります。あわせて在宅の障がい者などに対する相談・訪問活動を積極的に進めます。
	虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障がい者等及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報をすることを指導します。
関連機関との連携	障がいを理由とする差別を解消するために障がい者就業・生活支援センター、子ども家庭センター、身体障がい者更生相談所、知的障がい者サポートセンター、保健所などの相談機関との連携を強化します。
総合的な相談窓口の整備	障がい者をはじめ、高齢者、児童などの各種相談業務の充実を図ります。また、精神障がい者の相談機能の充実を図ります。
地域生活支援拠点等の充実	南河内圏域で設置されている地域生活支援拠点等により、卒業・就職等の生活環境の変化を見据えた相談支援を中心とした継続的な支援を進めます。

#### ② 情報提供の充実

障がいのある人の相談内容については、複雑化し、専門性の高い対応が求められる場合もあり、関係機関との連携を強化し、切れ目のない相談支援を行う

とともに、質の向上を図ります。

また、障がいのある人が、相談機関や福祉サービス、生活に関する情報を必要ときに手軽に入手することができるよう、障がいの特性に応じた情報提供の充実を図ります。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
パンフレットの配布などによる情報提供	パンフレットの配布やホームページなどにより、福祉サービスや障がいのある人の生活支援に関する情報提供を行います。
視覚障がい者に対する情報提供	視覚障がい者に対して、日常生活に必要な情報を録音テープなどによる「声の広報」として提供や日常生活用具事業による情報・意思疎通支援用具の支給など、情報提供に努めます。
聴覚障がい者に対する情報提供	聴覚障がい者に対して、日常生活に必要な情報を文字、手話による提供に努めます。
障がい者団体などとの連携	社会福祉協議会や障がい者団体と協力し、府の研修への参加促進により点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の養成・確保を図ります。

(2) 在宅サービス等の充実

① 地域生活支援事業・自立支援給付の推進

障がいのある人が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくため、多様化するニーズに対する相談やサービスに対応できるよう、それぞれの支援体制の充実を図ります。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
地域生活支援事業の推進	障がいのある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう、「相談支援事業」「コミュニケーション事業」「日常生活用具給付事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」の必須事業に加え、その他事業として「日中一時支援事業」「社会参加促進事業」を実施し、障がいのある人や介助者の地域生活を支援するとともに、サービスの充実を図ります。
介護給付にかかわるサービスの推進	障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるよう、「障害者自立支援法」に基づき、「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「同行援護」「重度障がい者包括支援」「療養介護」「生活介護」「短期入所」「共同生活介護」「施設入所支援」の各サービスの支援の充実を図ります。

事業名	事業概要
訓練等給付にかかわるサービスの推進	障がいのある人が自立した社会生活を営むことができるよう、「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」「共同生活援助」の各サービスの支援の充実を図ります。
補装具事業の実施	障がいのある人の身体機能を補完または代替し、日常生活をしやすくするため、補装具の給付を行います。
自立支援医療の給付	18歳以上の身体障がいのある人の障がいを軽減、または回復させるための手術や治療、日常生活における適応能力を増進させるために必要な自立支援医療（更生医療）の給付を行います。18歳未満の障がいのある子どもにおいては自立支援医療（育成医療）、また、精神障がいのある人においては自立支援医療（精神通院）を受給できるよう、関係機関と連携を図ります。
ホームヘルパーの充実	重度障がいのある人への対応など、一人ひとりの障がいの状況に応じた支援が行えるよう、ホームヘルパーの養成研修への参加を促進します。
障がい福祉サービスの活用の促進	強度行動障がい、発達障がい、高次脳機能障がいを有する障がい者も障害者総合支援法の給付対象であることを周知し、難病患者の障がい福祉サービスの活用を促進します。

## ② 外出支援の推進・外出手段の支援

外出の際の移動などの支援により、社会活動に参加しやすい環境づくりに努めます。また、外出を容易にするための仕組みづくりを検討します。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
ガイドヘルパーの充実	視覚障がいのある人や重度の身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人など、一人ひとりの障がいの状況に応じた外出支援が行えるよう、ガイドヘルパーの養成研修への参加の促進を図り、質の向上に努めます。
重度障がいのある人の外出手段の支援	重度の身体障がいのある人、重度の知的障がいのある人、精神障がいのある人の社会参加を促進するため、日常生活での外出を容易にする仕組みづくりを検討します。

## ③ その他の福祉サービスの推進

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていくためには、障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや在宅療養を支える医療サービスを障がい特性に合わせて総合的に提供します。また、各種手当による経済的支援を実施します。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
各種障害者手当等の支給	「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」等の各種手当の周知と活用を促進します。
難病患者に対するサービスの実施	在宅難病患者及び家族の福祉の向上を図るため、ホームヘルパー派遣や日常生活用具の給付を行う在宅難病患者福祉事業に努めます。

### (3) 権利擁護の推進

障がいのある当事者の自己決定を尊重する観点から、成年後見制度等の利用を促進します。

また、近年社会的問題にもなっている障がい者虐待の防止および早期発見のための体制を整えるとともに、障がい福祉サービス等の従事者に対して、虐待防止に関する高い意識を持つよう啓発に努めます。

#### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
地域福祉権利擁護事業の推進	知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力にハンディキャップを有する人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援、相談を行う権利擁護事業を推進します。
見守りネットワークの構築推進	民生委員児童委員など関係機関との連携を強化し、高齢者、障がい者、児童に対する虐待の早期発見や適切な支援や対応が行えるよう、ネットワークの構築を推進します。 なお、障がい者虐待防止ネットワークについては、体制等の課題を整理し、構築に向けて努めます。
成年後見制度の利用促進	地域生活支援事業における「成年後見制度利用支援事業」を推進するとともに、高齢者施策における成年後見制度の利用支援とも連携し、障がいのある人の権利を擁護する成年後見制度の利用促進を図ります。
「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいた支援の推進	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 24 年 10 月 1 日施行）の施行に向け準備を進めるとともに、法律に基づいた虐待の防止や早期発見への対応を図ります。
	法律の施行に向けて、障がい者虐待の禁止や虐待を発見したときの通報義務などの広報啓発を図ります。
	住民等から虐待に関する通報があった場合には、速やかに障がい者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、最終に至るまで適切に対応していきます。

事業名	事業概要
	障がいのある人の虐待防止や、虐待を受けた障がいのある人の保護を図るため、マニュアルの作成、夜間・土日祝日等閉庁時間の対応を行なう「障害者虐待防止センター」の整備に努めます。
	障がい者虐待防止センターを中心として、虐待の増減・発生要因の分析等を通じて、虐待の特徴・傾向の把握や虐待防止の体制・取組等を検証し、虐待の未然防止・早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組みます。 また、死亡事案等重篤事案については、可能な限り事実確認を行った上で虐待の有無を判断するとともに、発生要因の分析や事後検証を実施して再発防止に向けた取組を検討・実施していきます。

#### (4) 生涯学習、文化、スポーツ活動の推進

##### ① 生涯学習、文化活動の充実

障がいのある人が社会の様々な分野に参加していくため、社会参加に関する情報提供や交流の機会の充実を図ります。

安全かつ有効に活用できる生涯学習活動の場の充実を図るとともに、文化・レクリエーション活動を通して障害のある人と地域とのふれあい、社会参加や生きがいづくり活動を支援します。

##### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
生涯学習の促進	くすのきホールの各種講座において、障がい者の参加が促進されるよう募集方法など、企画に配慮します。
	図書館などにおいて、視覚障がい者のための点字図書案内、聴覚障がい者のための字幕入り映像資料など、学習情報の提供と教材の収集、整備を行います。
文化・芸術活動の支援	情報提供サービスの充実、障がい者団体が実施する活動に対する支援の推進など、一層の参加支援に努めます。
作品展の開催	障がい者の社会参加の促進と障がい者に対する住民の正しい理解を深めるため、障がい者を含めすべての住民が制作した作品を発表する農業祭、文化展の開催を支援します。
関連機関との連携	障がい者の社会参加の促進及び生涯学習、文化、スポーツ活動の振興を図るため情報提供を行います。

## ② スポーツ活動の充実

スポーツ活動等の体制を充実することは、障がいのある人の生きがいづくりや社会参加の促進につながり、生活の質の向上を図るため大きな役割を果たすこととなります。

スポーツ大会等の取り組みや障がいのある人のニーズの多様化に対応した取り組みを行い、社会的活動への参加促進を図ります。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
障がい者スポーツ事業の振興	スポーツ環境づくりの推進を目指す、大阪府障がい者スポーツ振興協会との連携を図り、障がい者のスポーツ事業の振興を図ります。
指導者の確保、養成	大阪府による各種講習会への参加を促進し、指導員、審判員などスポーツボランティアの人材育成に努めます。
社会体育施設の整備	だれもが気軽に安心してスポーツに親しむことができるよう、既存社会体育施設の充実に努めます。

## (5) 地域福祉活動の推進

地域福祉において、ボランティア活動や住民活動は大きな役割を果たしていますが、今後その重要性がさらに高まっていくことが考えられるため、ボランティア活動や住民活動を行う団体への支援を一層充実していくとともに、関係機関・団体との連携強化を促進します。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
地域福祉活動への支援	自治会や民生委員児童委員、NPO、住民グループなどの主体的な活動を支援し、地域全体の福祉の向上を図ります。
ボランティアの育成	関係機関と連携し、ニーズに応じたボランティア養成講座を開講するとともに、障がいのある人の日常生活上のコミュニケーションを援助する人材の養成を図ります。
ボランティア活動への支援	ボランティア団体への活動支援、団体・個人間の交流とネットワーク化の促進に努めます。
障がい者団体活動支援事業	村内で活動する障がい者団体や関係者で構成する団体に対して支援を行い、障がいのある人の生きがいつくりや福祉の向上を図ります。

## 4 障がいのある人の雇用

### (1) 障がいのある人の雇用の場の拡大

障がいのある人の多様な可能性を最大限に活かし、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、関係機関等との連携に努め、就労の場の確保、就職の意向確認、就労後のフォローなど、就労を支援する体制を整備します。

#### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
民間企業への啓発・雇用拡大の促進	障害者雇用率制度の周知徹底を図ります。
公共機関における雇用拡大の推進	村役場などの公共機関において、障がいのある人の雇用を促進するとともに、雇用職域の拡大に努めます。
福祉的就労の充実	障がいのある人一人ひとりが障がいの状態や状況に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、小規模作業所・地域活動支援センター・就労継続支援事業所との連携強化、支援を図ります。
	特別支援学校卒業生や在宅の障がいのある人の実態を把握し、地域自立支援協議会や近隣市町との広域的な連携のもと、福祉的就労の場や日中活動の場の確保を検討します。

## (2) 総合的な支援施策の推進

障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、一般就労や就労先への定着に向けた支援を実施します。障がいの特性や能力に応じて、多様な働き方ができるように、就労継続支援施設等において、就労の場の確保を図ります。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
就労に関する相談支援体制の充実	障がいのある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、また、情報提供が行えるよう、公共職業安定所（ハローワーク）及び南河内南就業・生活支援センターなどとの連携を強化し、相談支援の充実を図ります。
ジョブコーチなどによる就労支援の推進	障がいのある人が職場に適応し円滑に就労ができるよう、事業所と双方を支援するジョブコーチなどの制度周知を図ります。
トライアル雇用の促進	事業者に対して、障がいのある人を一定期間試用雇用し、相互の理解と常用雇用へのきっかけづくりを行うトライアル雇用の実施を働きかけます。
広域的な就労ネットワークの形成	特別支援学校や学校、公共職業安定所（ハローワーク）、行政などの関係機関によるネットワークを形成し、障がいのある人への就労支援に努めます。

## 5 広報・啓発活動

### (1) 広報・啓発活動の充実

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会をつくっていくために、すべての村民に対して、障がいに対する理解を深めるための情報や福祉サービス等について広報・啓発するとともに、障がい者団体との連携等の活動のさらなる充実を図ります。

#### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
広報・パンフレット・ホームページなどの活用	広報、パンフレット、村のホームページなどの広報媒体を活用し、障がいや障がいのある人について住民の理解と啓発を推進します。
障がいの種類に応じた広報の充実	障がいのある人が様々な情報を自ら得られるように、障がいの状況に応じた情報の提供に努めます。
「障がい者週間」を中心とした広報・啓発	「障がい者週間」(12月3日～12月9日)、「人権週間」(12月4日～12月10日)、「障がい者雇用支援月間」(9月)の周知を図るとともに、「障がい者週間」の期間を活用し、障がい者団体などと連携した啓発活動や障がいへの理解を深めるためのイベント活動を推進します。
障がい者関係団体による啓発活動の促進	障がいに関して広く住民の理解を深めるため、障がい者関係団体との連携・支援を強化し、啓発活動の促進を図ります。
新たな障がいへの啓発促進	内部障がいや学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、自閉症スペクトラムなどの発達障がい、精神障がい、住民の理解が進んでない障がいについて理解の促進に努めます。

### (2) 福祉教育の推進

障がいのある人に対する差別や偏見をなくすため、啓発や広報活動を通じ、福祉教育や差別解消の取組を推進します。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいに関する周知・啓発、障がいのある人との交流等を通じて、障がいに対する理解を促進するとともに、社会的障壁の除去を必要としている場合の合理的配慮の実践に向けた取組を推進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
学校における福祉教育の推進	福祉体験学習や総合的な学習の時間を活用し、子どもたちから福祉に対する理解を深める福祉教育を推進します。
人権教育事業の推進	障がいに関する問題をはじめ、様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるため、講演会などの定期的な開催を図ります。
福祉教育活動への支援	福祉に関する資料の貸し出しや情報提供に努め、各種講演会や講座・教室・研修会など、地域における福祉教育活動の促進を図ります。
人権啓発の推進	人権尊重のまちづくり条例に基づき、引き続き人権意識の啓発に努めます。

(3) 交流活動の促進

障がいのある人とない人が地域でともに暮らす中で、互いの心の隔たりを埋めるため、障がいへの正しい理解を深めるための福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を促進し、すべての人が交流できる機会や場を拡充するとともに、障がいのある人が地域のさまざまな場に参加しやすい環境づくりを一層進めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
交流事業の開催	障がいのある人があらゆる社会活動へ参加することができるように、各種行事の開催にあたっては設備や環境を整え、情報の提供に努めます。
学校教育における交流活動の推進	障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が相互に理解を深めるための交流教育を推進します。

## 6 生活環境

### (1) 住空間・公共施設等のバリアフリー化

公共施設、大規模施設等においてバリアフリー化およびユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、障がいのある人に優しい住まいの整備等、快適な生活環境を整え、障がいのある人が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくため、福祉的なまちづくりを推進します。

#### 【主な取り組み】

事業名	事業概要
住宅改修への支援	高齢者福祉施策とも連携し、手すりの取り付けや段差の解消など、居宅における改修への支援に努めます。
公共施設のバリアフリー化	既存施設について、バリアフリー化を進めます。また、新設の際には、ユニバーサルデザインの考え方のもと、計画の段階から障がいのあるなしにかかわらず、だれもが利用しやすい施設となるような整備を進めます。
民間施設への啓発	障がいのある人をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「バリアフリー新法」の周知を図り、事業者への理解促進と施設の整備、改善を要請していきます。
交通環境の整備	障がいのある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、障害物の撤去など、交通環境の整備を進めます。
公共交通機関の整備	公共交通機関に対して、障がいのある人が安全かつ快適に利用できるよう、整備、改善について理解と協力を求めています。

### (2) 防災・防犯への対応

障がいのある人が地域で安心、安全に生活できるよう、防災訓練の実施や、自主防災組織の拡充、障がいのある人に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行える体制整備をはじめとした防災対策を充実します。

また、防犯知識の普及に努めるとともに、地域住民や関係機関との連携により、防犯ネットワークの確立を図ります。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
防災知識の普及・啓発	防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施により、住民の防災意識の高揚に努めます。これらの実施にあたっては、災害弱者に配慮するとともに、地域において災害弱者を支援する体制が整備されるよう努めます。
地域防災計画の推進	「千早赤阪村地域防災計画」に基づき、障がいのある人に対する救援体制の整備や福祉のまちづくりを促進する環境整備を図ります。
地域防災体制の確立	災害時要援護者リスト・マップに基づき、民生委員児童委員、地区（自主防災組織）、関係社会福祉施設、各種ボランティア団体、相互扶助組織などとの連携体制を強化し、地域ぐるみの災害時要援護者避難支援体制の確保を図ります。
自主防災組織の育成強化	障がい者、高齢者などすべての住民の安全確保に留意した自主防災体制の整備に努めます。
災害情報伝達体制の確立	災害時にとどまらず、住民全体の保護の必要性が生じた場合、その情報を各地域及び住民に迅速・的確に伝達できるよう整備を図ります。
災害時要援護者の避難支援体制の確立	「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、情報伝達体制の整備や災害時要援護者情報の共有体制の確立、災害時要援護者の避難支援計画の策定を進めます。
地域防犯体制の確立	警察や地区、富田林警察管内防犯協議会・千早赤阪村防犯委員会と連携し、防犯・暴力追放運動を推進するとともに、活動への支援と地域における防犯体制の充実に努めます。



# 第 5 章 障がい福祉及び障がい児福祉計画の基本的な考え方

## 1 障がい者施策の基本理念

本村の障がい者施策の基本的な事項や理念を定めた千早赤阪村障がい者計画（第3次）においては、「一人ひとりが尊重され、心豊かに暮らせる共生のむら“ちはやあかさか”」を基本理念とし、障がいのあるなしにかかわらず一人ひとりが尊重され、こころ豊かに暮らせる共生のむらを目指しています。

## 2 計画の基本方針

本計画では千早赤阪村障がい者計画（第3次）との調和を図りながら、次に掲げる点に配慮し、総合的な自立支援体制の確立を目指します。

### 「障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重」

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別や程度に関わらず、障がいのある人が、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、居住場所や受ける障がい福祉サービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていける環境整備を進めます。

### 「地域生活移行や就労支援等の課題への対応」

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を充実するとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、地域におけるサービス提供体制の拠点づくりを進めます。

### 「地域共生社会の実現に向けた取組への対応」

法律や制度に基づかない支援を通じた、地域住民が主体的な地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めるとともに、地域の相談等を受け止め、つなぐ機能等を備えた相談支援体制を推進します。

## 「地域の実情に応じた障がい福祉サービス等の対応」

障がい等により判断能力が不十分で、自らの意思を伝えることが難しい人や、地域生活への移行等が困難な人へのサービス提供体制を充実するとともに、障がいのある人やその家族が安心して地域で生活できる体制づくりを進めます。

## 「障がい児の健やかな育成のための発達支援」

障がい児支援を行うに当たって、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な施設で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、地域社会への参加や包摂的（インクルーシブ）な環境づくりを目指します。

## 「障がい福祉人材の確保」

障がい者の重度化・高齢化が進む中、安定的な障がい福祉サービスや障がい福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保とそれに併せてそれを担う人材を確保するために専門性を高めるための研修の実施や、他職種間の連携等の体制づくりを進めます。

また、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に取り組んでいきます。

## 「障がいのある人の社会参加の支援」

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別や程度に関わらず、障がいのある人が多様なスポーツ、読書等の文化活動を楽しむことができる環境整備を進めます。

### 3 成果目標と活動指標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本村における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取り組みの量を定めます。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	令和元年度末時点（7人）から14.3%削減
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	令和元年度末の施設入所者（4人）の25.0%が、施設からグループホーム等へ地域移行

目 標 値	
令和5年度末の施設入所者数	6人
令和5年度末までの地域生活移行者数	1人

#### 目標実現に向けた取組

基幹相談支援センターの相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障害者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進するとともに、地域の福祉施設等の支援に係るニーズの把握に努めて、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備に努めます。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

	国の基本指針	設定の考え方
精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上を基本	国の方針に準ずる
精神病床における1年以上長期入院患者数	精神病床における1年以上の長期入院患者数の設定（※市内精神病床の入院患者数）	国の方針に準ずる
精神病床における早期退院率	精神病床における早期退院率について、入院後3ヶ月時点の退院率は69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率は86%以上、入院後1年時点の退院率は92%以上を基本	国の方針に準ずる

目標値	
精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日以上
精神病床における1年以上長期入院患者数	6人以下
精神病床における早期退院率	3ヶ月時点：69%以上 6ヶ月時点：86%以上 1年時点：92%以上

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	4	4	4
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1	1	1
精神障害者の地域定着支援の利用者数	0	0	0
精神障害者の共同生活援助の利用者数	0	0	0
精神障害者の自立生活援助の利用者数	0	0	0

### 目標実現に向けた取組

精神障害の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として地域自立支援協議会を活用し、検討を進めます。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等の整備	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本	既に圏域にて合同で1か所設置済み

目標値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	1	1	1
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1	1	1

#### 目標実現に向けた取組

障がい者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の更なる充実に向けた検討を行います。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和5年度における令和元年度実績の1.27倍以上	令和5年度における福祉施設から一般就労へ移行させる人数。令和元年度実績値(1人)より地域の実情を踏まえて設定
就労移行支援における一般就労移行者数	令和5年度における令和元年度実績の1.30倍以上	令和5年度における就労移行支援から一般就労へ移行させる人数。令和元年度実績値(1人)より地域の実情を踏まえて設定
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和5年度における令和元年度実績の1.26倍以上	令和5年度における就労継続支援A型から一般就労へ移行させる人数。令和元年度実績値(0人)より地域の実情を踏まえて設定
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和5年度における令和元年度実績の1.23倍以上	令和5年度における就労継続支援B型から一般就労へ移行させる人数。令和元年度実績値(0人)より地域の実情を踏まえて設定
就労定着支援事業の利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用することを基本	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数1人
就労定着支援事業の就労定着率	令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本	国の方針に準ずる

目 標 値	
令和5年度における一般就労移行者数	3人 (3.00倍増)
令和5年度における一般就労移行者数(就労移行支援)	1人 (1.00倍増)
令和5年度における一般就労移行者数(就労継続支援A型)	1人
令和5年度における一般就労移行者数(就労継続支援B型)	1人
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	1人 (100%)
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率	70%

### 目標実現に向けた取組

障がい者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	国の方針に準ずる（設置済み）

目 標 値	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	継続

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1	1	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1	1	1

### 目標実現に向けた取組

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを設置し、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、相談支援事業者等は、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、関係機関との連携に努めることが必要であることから、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施するとともに、利用者や地域の障がい福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。

さらに、相談支援の中核機関である基幹相談支援センターにおいて、主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、その機能の有効活用を進めます。

## (6) 障がい福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築	国の方針に準ずる（構築済み）

目標値	
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	継続

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果	無	無	無
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	1	1	1

### 目標実現に向けた取組

障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、質を向上させるための体制について大阪府が開催する研修への参加、大阪府や指定障がい福祉サービス事業者の指導担当部局との連携を密にし、障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。

## (7) 障がい児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置すること	設置済み
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済み
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保すること	圏域での確保に向けて検討
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保すること	圏域での確保に向けて検討
医療的ケア児支援のための協議の場	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること	圏域での整備に向けて検討
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	圏域でコーディネーターの配置に向けて検討

目 標 値	
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	1か所
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	1か所
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人

活動指標			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
研修会やペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	3	0	3
ペアレントメンターの人数	-	-	-
ピアサポートの活動への参加人数	-	-	-

### 目標実現に向けた取組

障がい児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保していきます。

児童発達支援センターにおいては、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ります。

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所においては、療育機関としての機能を十分に発揮し、障がい児のライフステージに応じた対応力を培っていただけるように、事業所の機能強化やサービスの質の向上を図ります。

また、保育所等訪問支援を活用し、障がい児通所支援事業所等が認定こども園や小学校、特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築します。

さらに、障がい児施設に入所している児童について、18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう大阪府、学校や相談支援事業所等の関係機関と適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を構築します。

将来的に医療的ケア児の数が増加傾向にある中で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設け、障がい児の地域社会への参加や包摂的（インクルーシブ）な環境づくりを目指します。

難聴児支援については、新生児聴覚スクリーニング検査から相談支援や療育につなげる体制整備が必要です。療育についての情報提供や軽度難聴児補聴器購入費支給事業の利用を促進することで適切な支援につなげるよう努めます。



# 第 6 章 障害福祉サービス等の見込み

## 1 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み

### (1) 訪問系サービス

サービス名	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的にを行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

#### ① 必要な量の見込み（1月当たり）（全体）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	11	12	10	12	13	13
	時間	185	196	194	228	247	266
重度訪問介護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
同行援護	人	1	1	1	2	2	2
	時間	18	17	4	36	36	36
行動援護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

※令和2年度のみ11月時点

② 必要な量の見込み（1月当たり）（障がい種別）

サービス名	単位	身体障がい者			知的障がい者		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	4	4	7	3	3	3
	時間	76	76	76	57	57	57
重度訪問介護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
同行援護	人	2	2	2			
	時間	36	36	36			
行動援護	人				0	0	0
	時間				0	0	0
重度障害者等包括 支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

サービス名	単位	精神障がい者			障がい児		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	5	5	5	0	0	0
	時間	95	95	95	0	0	0
重度訪問介護	人	0	0	0			
	時間	0	0	0			
同行援護	人				0	0	0
	時間				0	0	0
行動援護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括 支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

③ 見込量確保の方策

- 必要なサービスを地域で利用できるよう、受け皿となるサービス提供事業所の参入を働きかけ、サービス提供基盤の確保に努めます。また、村内での対応が困難な場合には、村外のサービス提供事業所と調整を図り、サービス提供に努めます。
- 障がいのある人やその家族のニーズを反映したサービス等利用計画作成し、適切なサービス内容及び量を提供するため、相談支援事業所との連携を図ります。

- 障がいの種類や程度に応じて適切なサービスを提供できるよう、それぞれの障がいの特性を理解したホームヘルパーの確保・養成に努めます。
- 障害のため日常生活を営むのに支障がある障害者（児）等が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。

## （２）日中活動系サービス

サービス名	概要
生活介護	障がい者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 （機能訓練）	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	知的障がい者または精神障がい者に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 （A型）	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 （B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）（全体）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人分	20	20	15	20	20	21
	人日分	362	347	267	400	400	420
自立訓練 (機能・生活訓練)	人分	0	0	1	2	2	3
	人日分	0	0	7	20	20	30
就労移行支援	人分	1	2	2	3	3	3
	人日分	4	23	29	51	51	51
就労継続支援 (A型)	人分	3	2	1	3	3	3
	人日分	29	11	9	40	40	40
就労継続支援 (B型)	人分	12	11	9	12	13	14
	人日分	191	171	156	204	221	238
就労定着支援	人分	0	0	1	1	1	1
療養介護	人分	0	0	0	0	0	0
短期入所	人分	5	6	4	5	6	7
	人日分	32	35	20	35	42	49

※各年度3月分まで(令和2年度のみ11月分まで)の1月当たり平均

② 必要な量の見込み（1月当たり）（障がい種別）

サービス名	単位	身体障がい者			知的障がい者		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人分	10	10	10	10	10	11
	人日分	200	200	200	200	200	220
自立訓練 (機能・生活訓練)	人分	0	0	0	1	1	1
	人日分	0	0	0	10	10	10
就労移行支援	人分	0	0	0	1	1	2
	人日分	0	0	0	17	17	34
就労継続支援 (A型)	人分	0	0	0	1	1	1
	人日分	0	0	0	15	15	15
就労継続支援 (B型)	人分	0	0	0	5	5	5
	人日分	0	0	0	85	85	85
短期入所	人分	3	3	3	2	3	3
	人日分	21	21	21	14	21	21

サービス名	単位	精神障がい者			障がい児		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	人分	0	0	0			
	人日分	0	0	0			
自立訓練 (機能・生活訓練)	人分	1	1	2			
	人日分	10	10	20			
就労移行支援	人分	2	2	2			
	人日分	34	34	34			
就労継続支援 (A型)	人分	2	2	2			
	人日分	25	25	25			
就労継続支援 (B型)	人分	7	8	9			
	人日分	119	136	153			
短期入所	人分	0	0	1	0	0	0
	人日分	0	0	7	0	0	0

### ③ 見込量確保の方策

- 必要なサービスを地域で利用できるよう、サービス提供事業所の参入を働きかけ、サービス提供基盤の確保に努めます。また、村内での対応が困難な場合には、村外のサービス提供事業所と調整を図り、サービス提供に努めます。
- 障がいのある人やその家族のニーズを反映したサービス等利用計画作成し、適切なサービス内容や量提供のため、相談支援事業所との連携を図ります。
- 施設等へ通所する障がい者の移動手段の確保が課題となっているため、事業所への送迎体制整備の働きかけや、障がい者施設等通所交通費補助金や地域生活支援事業等の積極的な周知や利用促進に努めます。
- 今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。
- 障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、介護者が病気等になったときに対応できる短期入所サービスの充実を図ります。
- 医療的ケアを要する人が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援体制の充実を図ります。

### (3) 居住系サービス

サービス名	概要
共同生活援助	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

#### ① 必要な量の見込み（1月当たり）（全体）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人	3	4	3	4	4	4
施設入所支援	人	7	7	6	7	7	7
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0

※各年度3月分まで(令和2年度のみ11月分まで)の1月当たり平均

#### ② 必要な量の見込み（1月当たり）（障がい種別）

サービス名	単位	身体障がい者			知的障がい者		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人	1	1	1	2	2	2
施設入所支援	人	3	3	3	4	4	4
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0

サービス名	単位	精神障がい者		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人	1	1	1
施設入所支援	人	0	0	0
自立生活援助	人	0	0	0

### ③ 見込量確保の方策

- 共同生活援助（グループホーム）については、施設等から地域生活への移行を促進するため、今後さらに需要が見込まれますので、サービス提供事業所と調整を図り、サービス量の確保に努めます。
- 施設入所については、地域での生活が困難になった障がい者が必要な時に利用できる体制を整備するため、サービス提供事業所と調整を図ります。また、現在施設に入所している障がい者で地域移行が可能な方の移行促進に努めます。
- 施設入所者や退院可能な精神障がい者の地域移行により、グループホームや単身での地域生活を始めるにあたり、サービスの利用が円滑にできるよう配慮に努めます。
- 障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

## （４）計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス名	概要
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

### ① 必要な量の見込み（1月当たり）（全体）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	7	5	7	7	8	9
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

※各年度3月分まで(令和2年度のみ11月分まで)の1月当たり平均

② 必要な量の見込み（1月当たり）（障がい種別）

サービス名	単位	身体障がい者			知的障がい者		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	2	2	2	2	2	2
地域移行支援	人	1	1	1	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

サービス名	単位	精神障がい者			障がい児		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	3	4	5	0	0	0
地域移行支援	人	0	0	0			
地域定着支援	人	0	0	0			

③ 見込量確保の方策

- 障がい福祉サービス等の利用者に対し、計画的な支援を提供するために、相談支援事業所と連携し、サービスの提供・充実を図ります。
- 施設または入院から地域への生活を希望する人に対し、相談支援事業所やサービス提供事業所、医療機関等、地域における関係機関との連携を強化し、地域生活への移行促進に努めます。
- 関係機関との連携体制を確保し、障がいの特性に応じた緊急時の対応ができるように、相談支援やケアマネジメントの向上を目指しながら、地域定着の支援に努めます。
- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。
- 地域で生活している障がい者が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図ります。
- 地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行います。

## 2 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

### (1) 理解促進研修・啓発事業

サービス名	概要
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

#### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	無	無	無	無	無	無

※令和2年度のみ11月時点

#### ② 見込量確保の方策

- 障がいのある人等の理解に向けて、啓発活動等の実施等について検討をしていきます。

### (2) 自発的活動支援事業

サービス名	概要
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

#### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無

※令和2年度のみ11月時点

#### ② 見込量確保の方策

- これまでの実績は無いが、引き続き障がいのある人等をはじめ、その家族、地域住民等による自発的な取り組みの支援を実施していきます。
- 自主グループの活動を支援し、障害者の生きがいづくりを促進するとともに、活動の活性化に努めます。

### (3) 相談支援事業

サービス名	概要
障がい者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業等の業務を総合的に行うことを目的とする施設です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を配置することや、基幹相談支援センターが障がい者相談事業所等に対する助言、情報提供等の支援を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とします。
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

#### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	実施有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施有無	無	無	無	無	無	無

※令和2年度のみ11月時点

#### ② 見込量確保の方策

- 障がいのある人及びその家族が住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう、相談支援体制の整備及びサービス提供事業所等との連携を図ります。
- 成年後見制度の普及・啓発・相談等の支援を実施することにより、障がい者の権利擁護に努めます。
- 障害のある人の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化や人材育成を行います。

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

サービス名	概要
成年後見制度利用支援事業	知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の利用に要する費用の一部を補助します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

##### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無

※令和2年度のみ11月時点

##### ② 見込量確保の方策

###### ■成年後見制度利用支援事業

- 今後も継続して成年後見制度利用支援事業を行い、障がいのある人の必要な支援として権利擁護の取り組みの促進に努めます。

###### ■成年後見制度法人後見支援事業

- 今後のニーズや状況に応じて実施等の検討をしていきます。

## (5) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス名	概要
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声一言語機能に障がいのある人、又は聴覚や音声一言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	件	0	0	0	1	1	1
	時間	0	0	0	2	2	2
要約筆記者派遣事業	件	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	0	0	0

※令和2年度のみ11月時点

### ② 見込量確保の方策

- 聴覚・視覚等に障がいのある人の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者派遣事業を引き続き実施します。

## (6) 日常生活用具給付等事業

サービス名	概要
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ、収尿器等
居宅生活動作補助用具	障がい者の居宅生活活動等を円滑にする用具（設置に小規模な住宅改修を伴うもの）

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	件	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件	0	2	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	0	1	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	0	0	0	1	1	1
排泄管理支援用具	件	120	131	96	130	130	130
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	0	0	0	1	1	1

※令和2年度のみ11月時点

### ② 見込量確保の方策

- 利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。
- 障がいの程度に応じた適切な日常生活用具の給付を行い、利用の促進に努めます。

## (7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人	0	0	0	0	0	0

※令和2年度のみ11月時点

### ② 見込量確保の方策

- 手話ボランティア・通訳者の育成のための講習会を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます

## (8) 移動支援事業

サービス名	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

### ① 必要な量の見込み（年間）（全体）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援	人	8	8	5	9	9	9
	時間	1,963	1,568	417	1,810	1,810	1,810

※令和2年度のみ11月時点

### ② 必要な量の見込み（年間）（障がい種別）

サービス名	単位	身体障がい者			知的障がい者		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援	人	2	2	2	5	5	5
	時間	250	250	250	1,250	1,250	1,250

サービス名	単位	精神障がい者			障がい児		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援	人	1	1	1	1	1	1
	時間	250	250	250	60	60	60

### ③ 見込量確保の方策

- 利用ニーズの増加に対応できるようサービス提供事業者の体制の充実及び新たな事業者の参入の促進に努めます。
- 障がいの特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るようサービス提供事業者へ働きかけます。

## (9) 地域活動支援センター事業

サービス名	概要
地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある人に創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う通所型施設として、地域生活を支援します。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	人	2	2	2	2	2	2

※令和2年度のみ11月時点

### ② 見込量確保の方策

- 障がいのある人の社会参加の促進及び地域生活の支援に努めます。
- 障害者地域活動支援室の相談支援機能の強化を図るとともに、創作的活動及び地域交流の場として、内容の充実を図ります。

## (10) その他の事業

サービス名	概要
日中一時支援事業	日中、障がいのある人等に活動の場を確保し、障がいのある人等を日常的に介護している家族の支援を行います。
社会参加促進事業	障がいのある人の体力増強、交流の機会等の提供や、点訳、音声訳等による情報提供及び自動車改造の必要な費用の一部助成等により障がい者の社会参加を支援します。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	箇所	1	1	1	2	2	2
	日	26	26	9	40	40	40
社会参加促進事業	人	0	0	0	0	0	0

※令和2年度のみ11月時点

### ② 見込量確保の方策

#### ■日中一時支援事業

- 利用ニーズの増加に対応できるよう、サービス提供事業所の体制の充実とサービスの質の向上に努めます。

#### ■社会参加促進事業

- 要望が無いため、以降3年間については実施予定無しとしますが、要望があれば必要に応じて、事業の実施を検討します。

### 3 障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み

サービス名	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がい児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障がい児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

#### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人分	7	6	5	6	6	6
	人日分	27	41	49	55	55	55
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人分	15	18	16	18	19	20
	人日分	144	165	140	180	190	200
保育所等訪問支援	回数	3	2	2	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援	回数	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	回数	2	4	4	4	4	4
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	1	1	1

※各年度3月分まで(令和2年度のみ11月分まで)の1月当たり平均

## ② 見込量確保の方策

- 必要なサービスを地域で利用できるよう、受け皿となるサービス提供事業所の参入を働きかけ、サービス提供基盤の確保に努めます。また、村内での対応が困難な場合には、村外のサービス提供事業所と調整を図り、サービス提供に努めます。
- 児童福祉に関わる機関との連携を図り、必要なサービスが利用できる体制作りを推進します。
- 子どもの発達の状況に合わせて保護者が事業所を選択できるよう、事業所情報の提供に努めます。
- 児童の心身の状況や生活環境等を考慮し、児童又はその保護者のサービス利用の意向が反映されるよう、相談支援事業所等との連携により、相談支援の充実に努めます。
- 障がい児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。
- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- 重症心身障がい児や医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、医療的ケア児等に関する課題やニーズを検証し、適切な支援が行えるよう、大阪府や近隣自治体と連携し、必要なサービスの提供を始め、人材の確保・養成に努めます。
- 千早赤阪村子ども・子育て支援事業計画に留意し、関係施策と連携を図りながら、様々な特性を持った子どもが健やかに成長するような支援事業体制の確保を進めます。



## 第 7 章

# 計画の推進体制

### 1 計画の推進

#### (1) 河南町、太子町及び千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会

##### ① 協議会の位置づけ

障害者総合支援法第89条の3の規定により、地方公共団体は、関係機関等により構成される協議会を置くように努めなければならないとされています。また、この協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとされています。本村では、この法律に基づき、河南町、太子町と合同で河南町、太子町及び千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会を設置しています。

##### ② 協議会の役割について

これまで地域の中で把握された課題やニーズについては、市町村や相談支援事業者それぞれでは、なかなか解決が難しいことがありました。地域総合支援協議会は、そのような課題を地域全体で検討し、改善・解決する役割を担っています。

###### ○協議会の役割

- ・障がい者等の実態把握
- ・運営状況に対する評価
- ・困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ・発達障がい者支援センターや高次脳機能障がい支援拠点、難病相談支援センター等との連携
- ・支援体制の構築、改善
- ・地域の社会資源の開発、改善、評価
- ・相談支援機能強化事業等の活用に関する協議
- ・その他協議会の目的を達成するために必要な事項

## (2) 障害福祉施策の総合的な推進

### ① 施策相互の連携・ネットワーク化

本計画による施策展開を効果的かつ効率的に推進するため、上位・関連計画や、今後策定される計画との連携を図り、社会経済環境や住民ニーズの変化に対応した適切な事業を展開するとともに、関係機関及び庁内関係各課による連絡調整等を十分に行います。

### ② 国、大阪府、近隣自治体との連携

本計画の内容は、千早赤阪村単独で対応できないものも含まれています。国、府の事業や施設を利用することが必要なものや、近隣の自治体と協働することにより、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

### ③ 専門的人材の育成・確保

本計画に掲げられている各種施策を推進していくためには、今後ますます増大・高度化するニーズに対応できるよう、保健福祉サービス等を担当する専門職員の育成・確保、資質の向上に努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者をはじめとする人材の確保を進めます。

### ④ 財源の確保

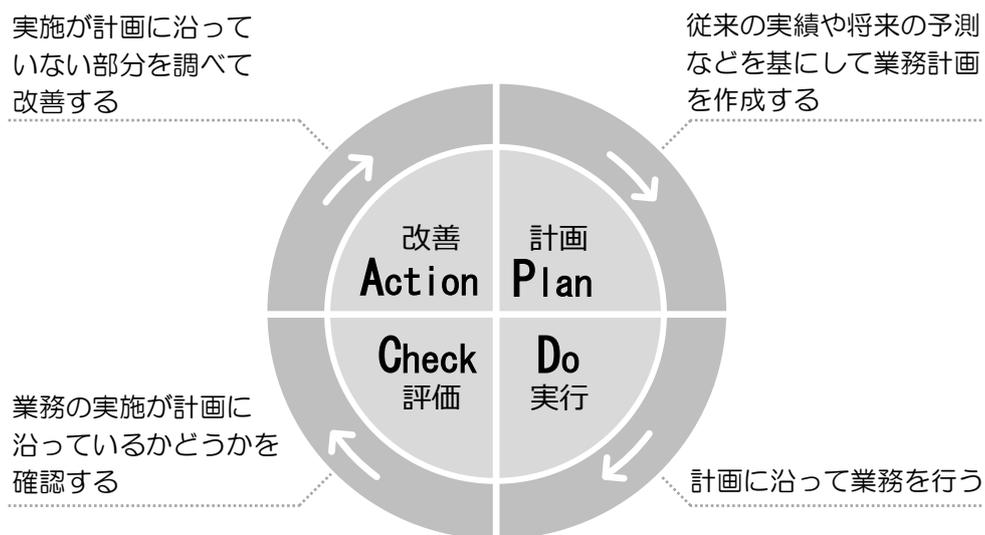
本計画を推進するため、財源の確保について努力するとともに、国、府に対し各種の補助制度の拡充等、財政的支援について要望します。

## 2 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」を 確立し、計画のすみやかな実行を図るとともに、本計画の進捗状況を定期的 に評価・検証し、実効性のある計画を目指します。

本計画に基づく取り組みの実施にあたっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえた上で、取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し、本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

PDCAサイクルのイメージ





## 資料編

### 1 計画の策定経過

日付	内容
令和2年8月4日～ 8月17日	アンケート調査
令和2年10月7日	第1回千早赤阪村障がい者施策推進協議会 ・会議の議事及び運営について ・「千早赤阪村障がい者計画」、「千早赤阪村障がい福祉計画」及び「千早赤阪村障がい児福祉計画」の概要について
令和3年1月18日～ 1月25日 【書面開催】	第2回千早赤阪村障がい者施策推進協議会 ・千早赤阪村障がい者計画（第3次）、千早赤阪村障がい福祉計画（第6期）及び千早赤阪村障がい児福祉計画（第2期）（素案）について
令和3年2月3日～ 2月26日	パブリックコメントの実施

## Ⅱ 2 千早赤阪村障がい者施策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、千早赤阪村附属機関に関する条例（平成25年千早赤阪村条例第1号）で設置した障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 協議会は、本村における障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、障がい者及び障がい者団体の代表者、関係行政機関の職員のうちから村長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合に選任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、協議会を代表し、会議を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる協議会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、村長が行う。

### 3 千早赤阪村障がい者施策推進協議会委員名簿

令和2年10月7日現在

区分	所属等	役職等	氏名
関係行政機関	河内長野公共職業安定所	所長	吉田 薫
	大阪府富田林保健所	主査	三谷 友紀
社会福祉及び 公的団体	千早赤阪村区長会	会長	清井 浩
	千早赤阪村民生委員児童委員協議会	会長	酒見 昌男
	千早赤阪村社会福祉協議会	会長	西野 敏彦
医療関係	千早赤阪村国民健康保険診療所	管理者	新鞍 誠
障がい福祉団体	手をつなぐ親の会	会長	山野 登司子
福祉施設従事者	特定非営利活動法人こごせ会 山ゆり作業所	所長	辻脇 福太郎
	障害者支援施設 科長の郷	施設長	中山 崇
	障害者支援施設 草笛の家	施設長	越前谷 靖衛
	特定非営利活動法人 ちはや子どもサポート	管理 責任者	峯上 尚美

## 4 用語集

### 【あ行】

#### 一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

### 【か行】

#### 基幹相談支援センター

地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障がい者の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

#### グループホーム

障がいのある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を受けることができる。

#### ケアマネジメント

生活困難な状態になり、援助を必要とする利用者が迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。

#### 合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

### 【さ行】

#### 児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。

#### 手話通訳者

音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳する人のこと。

#### 障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障がい者施策を総合的、かつ、計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。

## 障害者差別解消法

障がい者を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障がい者を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成28年4月に施行された。正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。

## 障害者自立支援法

障害者基本法の基本理念に基づき、障がい者および障がい児がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な障がい福祉サービスの給付等の支援を行うことを目的とする法律。平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

## 障害者総合支援法

障がい者及び障がい児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。平成25年4月に障害者自立支援法から改正された。正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。

## 障害者の権利に関する条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。

## 身体障がい者

身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の機能障がい、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある者であって、府知事等から身体障がい者手帳の交付を受けた者をいう。障がいの程度により1級から6級に認定される。

## 精神障がい者

統合失調症、気分障がい、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神病、その他の精神疾患のある人（発達障がいを含む）。

## 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいにより、長期にわたり日常生活、社会生活に制約のある人を対象に交付される手帳。障がいの程度により、1級から3級に認定される。

## 成年後見制度

知的障がいや精神障がいのある人、又は認知症高齢者などの親亡き後など、判断能力の十分でない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約したりする場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を保護する制度。

## 【た行】

### 地域活動支援センター

地域活動支援センターⅠ型からⅢ型までである。Ⅰ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を実施する。Ⅲ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施する。

### 地域自立支援協議会

地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村に設置される組織。地域の実態や課題等の情報を共有して、協働するネットワークであり、相談支援事業者、サービス事業者、保健医療・教育・雇用関係機関、障がい者関係団体等で構成される。

### 地域生活支援拠点等

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組み。

### 知的障がい者

知的機能の障がい未発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別の援助を必要とする状態にある人。

### 特別支援教育

障がい（発達障がいを含む）のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

## 【な行】

### 難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。

### ノーマライゼーション

障がいのあるなしに関わらず、誰もが同じように暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けてさまざまな社会条件を整えていこうとする考え方。

## 【は行】

### 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

### バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、床の段差を解消したり、手すりの設置など物理的な障壁の除去を指すほか、より広くすべての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

### 福祉的就労

障がいのため、働く機会が得られない障がいのある人の働く権利を保障する場。

## 【や行】

### ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

### 要約筆記者

聴覚障がいのある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

## 【ら行】

### 療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者と判断された人に対して交付される手帳。障がいの程度表示（大阪府）は最重度・重度は「A」、中度・軽度は「B」となっている。

### リハビリテーション

医学的なリハビリテーション（社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練）にとどまらず、職業能力開発や職業適性を高める職業的リハビリテーション、特別な支援を行う教育による教育的リハビリテーション、社会生活力を高める社会的リハビリテーションなどを含めて、ライフステージの各段階において、何らかの障がいのある人がその人の能力を最大限にまで引き出すことを目指そうという考え方。

千早赤阪村障がい者計画（第3次）  
千早赤阪村障がい福祉計画（第6期）  
千早赤阪村障がい児福祉計画（第2期）

発行年月：令和3年3月

発行：千早赤阪村

編集：千早赤阪村 健康福祉課

〒585-8501

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

TEL：0721-72-0081（代表）

FAX：0721-70-2021